

第九十四回国会 文教委員会 議 録 第十一号

昭和五十六年四月二十四日(金曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 三ツ林弥太郎君

理事 谷川 和穂君

理事 三塚 博君

理事 馬場 昇君

理事 和田 耕作君

白井日出男君

狩野 明男君

高村 正彦君

坂田 道太君

野上 徹君

宮下 創平君

中西 續介君

湯山 勇君

栗田 翠君

小杉 隆君

出席國務大臣

文 部 大 臣 田 中 龍 夫 君

出席政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君

文部大臣官房長 鈴木 勲君

文部大臣官房会 植木 浩君

計課長 宮地 貫一君

文部省大学局長 松浦泰次郎君

文部省学術國際 吉田 壽雄君

局長 文部省管理局長

委員外の出席者

臨時行政調査会 重富吉之助君

事務局総務課長 大蔵省主計局共 野尻 栄典君

済課長 厚生省年金局企 長尾 立子君

画課長

参 考 人
東京大学教授 東洋文化研究 所 廣島大学総合 科学部教授 (併任) 関 寛治君

参 考 人
(国際連合大学 武者小路公秀君 副学長) 文教委員会調査 室長 中嶋 米夫君

委員の異動

四月二十三日

辞任

白井日出男君

浦野 休興君

狩野 明男君

同日

辞任

中尾 栄一君

福永 健司君

森山 欽司君

補欠選任

中尾 栄一君

福永 健司君

森山 欽司君

補欠選任

白井日出男君

浦野 休興君

狩野 明男君

四月二十二日

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(梶山静

六君紹介)(第三四一一号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四一二号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四九九号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

同(新村勝雄君紹介)(第三四四〇号)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号) 文教行政の基本施策に関する件

〇三ツ林委員長 これより会議を開きます。 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、御紹介いたします。 本日、参考人として東京大学教授・東洋文化研究所・広島大学総合科学部教授関寛治君及び国際連合大学副学長武者小路公秀君が出席されております。

参考人には、御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。 なお、参考人の御意見の聴取は、委員との質疑応答の形式で行いますので、御了承願います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。 嶋崎委員。 きょうは大変お忙しい中を関先生、武者小路先生には、参考人として御出席いただきまして本当にありがとうございます。

十二時までの一時間半でございますが、わが国ないしは今日の世界の平和研究という問題を中心としながら、国連大学、ユネスコ並びにわが国における文教行政の対応などについていろいろ御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、大臣にお伺いをいたしますが、国連総会が平和研究の科学的作業に関する決議をした時期と内容を御存じですか。

〇田中(総)國務大臣 詳細な日時でありますとか詳細な内容は、政府委員からお答えいたします。 〇松浦(泰)政府委員 大臣にそこまで御説明して

月、昭和四十八年十二月に、平和研究に関する科学的作業ということで国連総会が決議をいたしております。その中におきまして平和研究の重要性を強調している内容でございます。

〇嶋崎委員 国連の一九七三年の第二十八回の総会がこの決議が行われたわけですが、この国連総会で国連大学の設置に関する決議も並行して行われたと思えますが、そのとおりですね。

〇松浦(泰)政府委員 御指摘のとおりでございます。 〇嶋崎委員 国連における国連総会の平和研究の科学的作業に関する決議と国連大学設置の決議とは、どのような関係でございましたか。

〇松浦(泰)政府委員 国連大学の設置の決議でございますが、それに基づきまして国連大学憲章が定められております。それによりまして、国連大学は、国際連合憲章の目的及び原則を促進するため、研究、大学院レベルの研修及び知識の普及に携わることになっております。その国連大学憲章でうたわれております国際連合憲章の中に

おきまして、国際連合の目的の第一に、先生の御質問になっております国際の平和及び安全を維持すること、そのことに基づきまして平和の重要性と、これに対するいろいろな取り組みの必要を強調されておる次第でございます。そのような関係になろうかと存じておる次第でございます。

〇嶋崎委員 その国連決議に対して日本政府はどのような対応をとりましたか。

〇松浦(泰)政府委員 日本政府としては、国連大学の設置につきまして、その国際連合の決議の前にいろいろ誘致の申し出をいたしておりました。その決議を受けまして、国連大学に対する拠出金等につきましても、現在約九千九百万ドルの拠出を行っております。また、学界その他関係方面でこれにできるだけの援助の努力をいたしておりますのでございます。現在、渋谷の東邦生命ビ

ルに本部を構えまして……(嶋崎委員「聞いたことだけ答えてください」と呼ぶ)以上のようなことで、できるだけ努力を払っておる状況でございます。

○嶋崎委員 そっちを聞いたのではなくて、一九七三年の——もちろん国連大学の設置に関する決議には賛成しているからこそ、積極的にわが国に事務局を持つてきたことは言うまでもありませんが、この二十八回国連総会の平和研究の科学的作業に関する決議に対して日本政府はどういう対応をとったのですかと聞いています。

○松浦(泰)政府委員 具体的には、そういうような平和の推進に関する研究等につきまして科学研究費補助金による助成を行っております。

それから、その他……(嶋崎委員「国連の決議に政府はどういう態度をとったかと聞いています」と呼ぶ)それにつきましては、詳細は存じませんが、やはりその方向で、わが国としても努力をするという考え方で対応している次第でございます。

○嶋崎委員 国連総会のこの平和研究の科学的作業に関する決議には、日本政府は賛成をいたしているわけでありまして、学術局長は直接の担当でありませんが、外務省その他を通じてわが国の意思表示をしたことになろうと思いますが、いずれにしろ、この平和研究の作業に関する決議に日本政府は参加しております。その後、日本学術会議が対政府勧告を行いまして「わが国における平和研究の促進について」という勧告を行っているのを大臣、御存じですか。

○田中(龍)国務大臣 何ってはおりますが、その間の所掌関係は、私は、多分、外務省の関係において国連との接触が国連局でなされたかと存じております。

○嶋崎委員 そういうことは聞いておりません。局長答えてください、時間がありませんから……。

○松浦(泰)政府委員 御指摘のとおり、昭和四十九年の十一月に日本学術会議から総理大臣に勧告

が出されておりますが、その内容につきましては、平和研究の促進の重要性を指摘いたしますとともに、平和研究のあり方として「平和価値観、特に憲法前文及び第九条の精神を前提とした科学的、客観的研究であるべきこと。研究は自主、民主、公開の原則に即して行われるべきこと。学際的及び国際的な協力を特に重視すべきこと」という原則を提示しまして、具体的な当面の措置として、大学における平和研究の促進につきまして「人文・社会科学部、学際的な総合学部(及び大学院)等、適当な学部(大学院)に平和研究に関する若干の講座・科目等の新設を図ること」、それから「平和研究を任務とする大学付置の研究所又は研究センターの新設、既存の研究センターに平和研究部門の増設等を図ること」、それから「教育系学部と平和教育関係の講座を新設すること」というような指摘をしております。

○嶋崎委員 一九七四年の十一月二十日に、当時の田中総理に学術会議が対政府勧告を行っております。この中で、平和研究という考え方についての考え方を、ここで統一してまとめておるわけでありまして、その後、最初にそういうことを述べた後で「ところが、我が国では、諸外国に比し平和研究の発達著しく立ち後れており、国際的交流、協力も不十分であるが、その主要な原因が平和研究に対する国の助成の欠如にあることは遺憾である」と述べております。

七〇年代から今日まで、こういう一連の平和研究に対する国の助成について検討したことはございますか。

○松浦(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、国として研究を助長するということから、科学研究費、補助金の助成、それから一般的な研究費の特別の配分、それから広島大学におきまして平和科学研究センターが設けられたというような経過をたどっております。

○嶋崎委員 後でも、世界の平和研究の現状とわが国とを比較させていただきますが、その後、

昨年の第二十八回国連総会で、日本政府も共同提案者となった平和研究を高く評価する決議が可決され、また平和研究を主要任務とする国連大学の日本設置が決定されたこともあり、「この際、政府はわが国における平和研究の格段の振興を図る責任がある」と述べております。

武者小路先生にお聞きをいたしますが、国連大学は、ここで言っている、平和研究を主要な任務とするというふうに理解をしておりますか。

○武者小路参考人 先ほど学術国際局長からのお話もありましたように、国連大学憲章の中で主要任務の一つとして数えられております。

○嶋崎委員 国連大学の憲章並びに国連大学の研究プログラムなどを参照させていただきますと、たとえば国連大学の憲章の第一条第二項には「国連大学は、国際連合及びその諸機関に関心を寄せ人類の存続、発展及び福祉に関する緊急かつ世界的な問題の研究に従事する」と述べ、憲章の第一条第三項には「国連大学の諸機関の研究プログラムは、文化、言語及び社会体制を異にする人々の共存・国家間の友好関係並びに平和及び安全の維持・人権・経済的社会的変化と開発・環境保全」云々と述べられておりまして、国連大学の憲章のこのような考え方は、広い意味で国連大学が国連、ユネスコなどのバックアップのもとに平和研究を推進するというふうに憲章でうたわれていると私は理解をいたしますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○武者小路参考人 そのように御理解いただいて正しいと思います。これまで国連大学は五カ年間の試運転期間を続けておりましたけれども、その間は、初代学長の方針をいたしまして、第三世界の国々に対する知識の移転、技術移転ということに基調を置きまして、それで三つのプログラムを始めた。飢餓と開発と、それから資源についての三つのプログラムをやりました。

その場合に、平和の問題は、主要なプログラムにはその関係でなかったのですが、いま第二

代のスジャトモコ学長のもとで、平和の問題をこの憲章に取り上げられており、一つの主要な研究の課題として展開していきたいということに方針が決まっております。

しかし、これまでも開発のプログラムの中で、日本では広島市の平和科学研究センターも参加しまして、軍事化の問題について「開発の目標・過程・指標」というプロジェクトの枠の中で、日本、インド、タンザニア、ノルウェー、西ドイツなどの研究所が参加して研究をしております。

○嶋崎委員 今度新たに国連大学の学長になられましたスジャトモコさんの、昨年の十二月一日に国連大学の十六回総会で行われたステートメントを拝見いたしました。今度の学長は、国連憲章、ユネスコの憲章などを受けて国連大学の憲章の精神に従って、この平和研究というものを重視する方向性を国連大学の次の段階の課題として提起されているように思われますが、そのように理解をしておりますか。

○武者小路参考人 御指摘のとおりでございます。スジャトモコ学長は、これまでの国連大学の機能が主として第三世界への知識の移転ということを中心にしていたのに対して、より強くこの国連に対するいろいろな知的な貢献、それから、また世界の各国の違った文化、違ったイデオロギー、違った社会体制を持った研究者の間の対話の場としての国連大学の重要性を特に強調しまして、特に学問の自由ということを保障された唯一の国連機関として平和の問題などについて研究する責務があるということ、その方向で目下新しい計画を練っている最中でございます。

○嶋崎委員 国連大学をどうもよく正確に理解できない点がございますが、ユネスコと国連大学とはどのような関係があるかということ、ユネスコのいわば組織、性格と国連大学の持っている性格との間に違いがあるような気がします。学術国際局長、この辺、答弁できますか。

○松浦(泰)政府委員 お答え申し上げます。基本的性格の点でございますが、ユネスコは、

国連の専門機関の一つでありまして、政府間機関として各加盟国の代表者で構成される総会がその最高決定機関となっております。一方、国連大学は、国連総会の決議に基づいて設立された国際機関であります。非政府間の自治機関でございます。すなわち国連大学は、国際連合の枠内において自治を享有することとされており、その目的達成のために必要な学問の自由を有することが大きな特性でございます。また最高決議機関としましては、国連事務総長とユネスコ事務局長の共同の任命によりまして、個人的資格で任務を行う理事二十四名及び国連事務総長、ユネスコ事務局長等の職権上の理事によって構成される大学理事会が置かれておるところでございます。また、財政面におきましては、ユネスコの財政は、原則として各加盟国に割り当てられました分担金で賄っておりますが、一方国連大学につきましても、各国政府その他からの自発的な拠出金とその収益によって賄われるということになっております。その財政的基盤を確固なものとするため、国連大学基金が設けられている次第でございます。また、その事業につきまして両者の関係でございますが、国連大学は、国連とユネスコの共同の支援のもとに置かれておるところでございます。国連大学の理事の任命につきましても、国連本体の事務総長とユネスコ事務局長が共同して理事を任命し、学長につきましても、同じように両者の同意を得て国連大学長を理事会が任命することになっております。また、活動に際しましては、国連大学の活動につきましても、国連総会、経済社会理事会、ユネスコ執行委員会に、毎年国連大学の方からその活動に関する報告を行うということになっております。

以上のような関係にあるわけでございます。○嶋崎委員 ちよっとイメージとしてわかりにくいのですが、ユネスコの場合には、それぞれの国の代表が集まって、教育、科学、文化その他の国際的交流をやるために、国家代表、政府代表による機関構成を行うことによって運営が行われている、一方の国連大学の方は、各国という単位ではなくて世界の一つのコミュニティのような形を持って大学であって、それぞれの国家からは干渉されない学問の自由、大学自治というものを一方に持っている、しかし相互の関係は、理事会の構成にはユネスコ、国連がかかわることによってこれをバックアップしていく、そういう性格の関係、片や国家を単位にした組織であり、片や国家を超えた一種の世界的コミュニティという大学と構想されるのではないかと理解いたしますが、武者小路先生、いかがでしょうか。

○武者小路参考人 先ほど学術国際局長が御説明くださいましたような形で、ユネスコと国連大学の制度的な関係ができております。実際上の運営におきましては、これはこのような形で法律的に誤ったイメージをお与えしては申しわけありませんが、わかりやすく申しますと、ユネスコと国連大学の関係は、一つの国の中で申しますと、文部省とある大学との関係というふうに考えていただければわかりやすいかと思っております。国連大学は、一つの世界的な研究者のコミュニティというところで、学問の自治、学問の自由というものの枠の中でそういうものを享受した形で国連のために役に立つ研究をするということ、そして、その研究に基づいて訓練をし、また知識の普及を図るという大学としての機能を果たすということになっております。

○嶋崎委員 この、先ほどから御質問させていただいております国連総会での「平和研究の科学的作業に関する決議」が行われたり、わが国では日本学術会議が平和研究についての対政府勧告を行ったりしつつ、大体七〇年代の七三年から七五年ぐらいの間に、国連大学がわが国で活動を開始したのは七五年であります。大体その時期にこういう方向が次第に打ち出されてきたわけでありまして、国際的な平和を研究しているIPRA（国際平和研究学会）というのは、これに前後してできたのか、それともその前なのか、この辺がよくわかりませんが、このIPRAの形成と、現在IPRAは、ユネスコとどう関係し、同時にIPRAの研究員と国連大学とはどのような関係があるか。

最初に、関先生にお伺いいたしますが、このIPRAの動きについて簡単に御説明願えませんか。

○関参考人 簡単に御説明させていただきます。IPRA（国際平和研究学会）は、オランダのフロンゲンという小さな町で一九六五年に設立されたわけでありまして、大体一九六〇年代の中ごろには、五〇年代の終わりのころからアメリカ、ヨーロッパの各地で起こってまいりました平和研究のさまざまなグループがありましたが、これが最初に国際平和研究学会という形でヨーロッパで制度化されたというふうに言っているのではないかとと思っております。

○嶋崎委員 そのIPRAは、いまユネスコとの関係、国連大学との関係は、どのようなようになっておりますでしょうか。

○関参考人 ユネスコとの関係では、非政府機関（NGO）としてユネスコと関係を持っておりまして、ユネスコからのさまざまな指示が行われております。

○嶋崎委員 武者小路先生、国連大学とIPRAとの関係というのは、国連大学というのは世界的なコミュニティとしての大学ですから、オルガナイザーがいろいろな研究を上からプロジェクトで組織していきまね、その組織していく際に、この平和研究という問題に取り組もうとした際、そういうIPRAのような国際的平和学会などは、どのような対応の仕方になるのでしょうか。

○武者小路参考人 国連大学は、ユネスコとも緊密に連絡をとりながら、その研究計画を進めておりますが、同時に、ユネスコと密接に関連のあるNGOとしての国際学会がたくさんございまして、特に、社会科学関係の国際団体は、国際社会科学協議会というものを設けておりまして、その中にIPRA（国際平和研究学会）、国際社会科学、国際経済学会、その他入っておりますが、国連大

学は、閉じられた研究の大学ではなくて、なるべく広く、すでに編成されております国際的な学会と連絡をとりながら共同研究を進めていく、その場合にIPRAなども、特に平和研究に関連しては密接に提携しながら、研究プロジェクトを進めていきたいという方針をとっております。

すでに去年十二月に、IPRAのアジア大会が横浜で開かれ、そのときに、非公式な形ではございましたけれども、その参加者の若干名に御協力いただいたいて、国連大学に来てもらいまして、これからの国連大学の平和研究の構想を練ったり、IPRAと国連大学との提携をどう進めていくかというところについて話し合いを始めました。

それで特に、IPRAの事務局が現在日本にあるということも、有利な条件であると考えまして、今後ともそういう協力を続けていく方針でございます。

○嶋崎委員 IPRA（国際平和研究学会）の一翼としてわが国にも平和学会ができていないかと思っておりますが、関先生、いかがですか。

○関参考人 日本における平和研究の学会は、オープンな組織としての平和学会の設立が一九七三年でございます。これはちょうど、日本学術会議が当時の田中首相に対して平和研究促進のための提案をいたしましたその時期と重なっております。

○嶋崎委員 日本の平和学会は、いままでたとえば、先ほど学術国際局長がおっしゃられました、科学研究その他での助成を受けていろいろな研究に取り組んでおりますか。

○関参考人 日本平和学会は、文部省あるいは政府からの指示は全く受けておりません。ただし、日本平和学会の構成メンバーは、各大学において若干文部省の科学研究費を受けているケースがございます。その一つの例としましては、一九七五年に広島大学の学内措置で発足いたしました広島大学平和科学研究センターでございます。これは七五年以降、文部省から科学研究に関する費用を受けて活動しております。

○嶋崎委員 I P R A (国際平和研究学会) がユネスコの依頼を受けまして、世界の平和研究所がどういう体制になっているかということ、「国際平和研究ニューズ・レター」の編集長 P・エバーソンさんが編さんされましたものがございいます。これでは世界各国における平和研究を三つのタイプに分類いたしまして、A の分類はもっぱら平和の研究を行っているもの、そしてそれが、国その他でどのような助成が行われているかという A のタイプ、紛争及び平和研究を行っている研究所という B 型のタイプと大きく二つに分けて、世界の平和研究の現状についてのリストができております。これは七三年にできたものでございいますから、私の手元にあるのは、少し古いのではないかと思います。こういう世界の平和研究所のユネスコのリストを見ますと、日本には当時はこちらにございませぬ、その後、ユネスコをサポートしていく平和研究所の中に、わが国の広島大学の平和科学研究センターは入っておりますでしょう。

○関参考人 広島大学平和科学研究センターは、その中に載っております。

○嶋崎委員 わが国の政府は、ユネスコ憲章に基づいて、ユネスコの活動に国内委員会を通じて積極的に協力しているわけでありまして、そのユネスコが世界的に認知しているといましようか、世界の平和研究所を考え、国際平和学会との関連の中で研究所のなものを位置づけた中に、わが国のものは、これによりまして、日本平和研究懇談会が東大の社会科学研究所の石田先生の研究室に付載っております。その後、広島大学に平和科学研究センターができたわけでありまして、日本とユネスコとの関係の中では、今後、こういう研究所の中の一つとして当然位置づけられるべきものではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○関参考人 平和研究のリストが包括的であるべきならば、当然位置づけられるべきものであると考へます。

○嶋崎委員 学術国際局長、ユネスコの日本国内委員会の事務局が文部省の学術国際局であろうと思ひます。そうした場合に、ユネスコ憲章にも言われておるような平和研究や平和の問題について積極的なアプローチをしようとしておるわが国の動向が、そのようなユネスコと積極的な関係を持つような役割を果たしたことはないわけですか。

○松浦委員 政府委員 私どもが持っております資料につきましても、聞きますと、ユネスコの方で独自に、任意にまとめたものというように聞いております。特別の対応は従来いたしておりませんでした。

○嶋崎委員 きょうの武者小路先生や関先生などの御意見を徴した上で、ユネスコに対して、その国内委員会の事務局である文部省学術国際局が今後どういう対応をすべきかを検討するべく、余り時間ありませんが、いまからの討論をお聞き賜りたいと思ひます。

そこで、国連大学の三つのプロジェクトのうち二番目のプロジェクト、つまり国連憲章の一条三項などに伴って「人間と社会の開発」プログラムの中で、平和研究の一翼を担うプログラムがある

と聞いておりますが、どういふものでしょうか。

○武者小路参考人 「人間と社会の開発」についてのプログラムの中に、その重要な国際ネットワークプロジェクトとして、開発の問題に関連するいろいろな側面の問題、国内問題も国際問題も含めた共同研究をする「開発の目標、過程、指標」というプロジェクトがございいます。その「目標、過程、指標」の中に、そもそも開発というものを考える場合に、その国際的な条件としても国内的な条件としても、平和の問題、軍事化の問題、軍縮の問題、そういうような問題が開発の問題と非常に緊密に関連があるということで、開発との関連で平和の問題を取り上げるサブプロジェクトがございいます。そのサブプロジェクトの研究は、主に軍事化の問題を中心にして展開され、先ほども申し上げましたように、日本の広島大学の平和科学研究センターも、そのサブプロジェクトの活発な一

員になっております。

特に、日本に關係のあるその部分だけについて御報告いたしますと、いままで四回ばかり、外国の研究者も参加しまして開発と平和の問題を中心とした国際的なシンポジウムを、広島あるいは東京で開いてきております。そのような關係でございいます。

○嶋崎委員 いまおっしゃったのは、国連大学の三つの大きなプロジェクトの中の二番目のプロジェクト、その中に、これによりまして、開発の目標、過程、指標、ゴールズ・プロセス・インディケーターズ・オブ・デベロップメントというものでしょうか、この目標、過程、指標というプロジェクトの中に、サブプロジェクトとして軍事問題、軍事化傾向などの問題を開発の問題と結びつけて、平和研究の問題をプロモートしていくという趣旨に理解してよろしいわけですか。

○武者小路参考人 そのように御理解いただいて結構だと思ひます。

ただ、先ほど申しましたように、これはいままでの国連大学の研究の枠組みの中でそういうふうにしてきたわけがございまして、いま新しい段階に入ってサブプロジェクトとして軍事化その他平和研究を進めていくのではなくて、むしろ平和の問題を開発などと並んで一つの重要な研究課題として取り上げよう、つまり平和研究の持つべき重みがサブプロジェクトという重みからむしろ重要な一つの、プログラムという形をとるかどうかはまだ決定していませんが、一つの優先的な課題として考えられるというふうになっております。ただし平和研究ということも、やはりこれまでどおり開発の問題とも関連しますし、今日の国際的なあるいは国内的ないろいろな変動が起こっている、そういう現状を分析した、客観的な研究を踏まえた平和の問題についての研究という形をとることを、いまのスジャトモコ学長は非常に強調しております。

○嶋崎委員 その国連大学の開発の目標、過程、指標というプロジェクトを、略しまして G P I D

と呼びますが、この G P I D の研究プロジェクトにわが国で關係を持っているのは、広島大学の平和科学研究センターだけです。

○武者小路参考人 そのとおりでございいます。国連大学のこれまでの研究プロジェクトのネットワークは、なるべくたくさんの国から一つずつ研究機関を選んで、それでネットワークを組むということになっておりましたので、そのような形をとっております。

○嶋崎委員 広島大学の平和科学研究センターと日本平和学会並びに I P R A との關係は、こつちも大学の中の研究所のものですから機構ではあります。日本の平和学会並びに国際的な I P R A とこのセンターは、どのような実質的な關係にございいますか、関先生にお聞きします。

○関参考人 平和研究は、本質的に学際性と国際性を持つていくべきものでございいます。したがって、広島大学平和科学研究センターは、出発の当初から国連大学の G P I D プロジェクトに関するのみならず、国際的なネットワークを持つような努力をしてまいりました。現に客員研究員は、日本のほかの大学の研究者をかなり抱えております。顧問に相当する研究員の中には、国際的に著名な平和研究の大家、専門家を含んでおります。日本の内部でも顧問としては、たとえば横田喜三郎元最高裁判所長官、あるいは先ごろお亡くなりになりました中山伊知郎先生なども顧問になっていただいております。

○嶋崎委員 先ほど私が I P R A に依頼してユネスコでつくった世界の研究所のリスト、ちょっと古いですが、それから今日までの間に、中身はまた後で関先生にお教えいただきたいと思ひますが、その後、世界の平和研究所は、かなり新しいタイプのもの、その他が出てきているのではないかと。中米などにも新しいタイプのものができていくということなども聞いておりますが、そういう動きについての御説明をいただきたいということと、そういう世界の今日の I P R A などバックにしつつ

範な各国にでき上っております。平和研究所と比べまして、日本国憲法という世界に例のない憲法のもとでわが国の平和研究に関する研究所は、データを見ますと、相対的に比較してみても大差貧弱に私には思えてならないのでありますが、その点についての世界の研究所などとの比較の上で、簡潔に日本の現状についての御意見を閣下先生に承りたいと思います。

○閣下参考人 日本の平和研究の現状は、制度の面での非常な立ちおくれが見られます。日本平和学会が七三年に発足して以来、現在は会員は五百六十名で、これは世界最大の平和学会と言っていると思います。しかし、大学研究機関における平和研究の制度の立ちおくれは、少なくともヨーロッパの平和研究ないしは米国の平和研究の状況から比べますと、格段におくれいているというふうに判断してよろしいかと存じます。

その具体的な事例をちょっと引用いたしますと、西ドイツにおいて一九七三年に平和研究のために、日本の円に換算いたしまして二億何千万円かの程度のお金が支出されております。しかし日本の現状は、それから比べますと恐らく二十分の一、三十分の一、もっと少ないというふうな判断してよろしいかと存じます。

○嶋崎委員 最近、国連並びにユネスコのバックアップのもとに、中米に非武装中立を掲げている国がある、そこに大きな平和研究所の構想が動いているというのを聞いていますが、これは武蔵小路先生に国連大学との関連を含めながら何かお聞きしたことがあるのですが、現状はどんなになっておりますか。

○武者小路参考人 コスタリカ政府が国連の支持を得まして、コスタリカに平和大学という新しい大学を設けるという計画がずっと進められておりまして、去年の十二月に国連総会で、国連がこの大学を支持、支援するという形の決議が行われ、十カ国以上の国際的な参加が得られた場合に、この大学が発足するというもので、たしか先月か今月正式の発足の運びになりました。

この大学は、教育、訓練、研究、それから啓蒙活動を通じて、平和のための教育という重大な普遍的課題に寄与するためにつくられた大学ということになっておりまして、平和研究、特に平和教育ということを中心にして活動をこれから展開するということになっております。

この平和大学の理事会には、国連大学も加わるという形で連絡がついておりまして、今後、いろいろな形で協力を進めていくことができると思っております。

○嶋崎委員 時間も余りありませんので一つお伺いしますが、広島大学の平和科学センターで一九七七年ごろから昨年にかけて、数回にわたって平和と開発という問題でシンポジウムが行われているのを聞きましております。

私の手元にあるのは、第四回目のシンポジウムでございます。たしか七九年くらいに開かれたのではないかと思います。この四回目のシンポジウムのテーマは、世界の軍事化という国連大学が平和の問題を考える際に言っている病理的な現象を軍事化という観点でどう返して、その上でこの平和と開発のシンポジウムが行われたと聞いております。このシンポジウムには、フィンランドの元国連大使のマックス・ヤコブソンや国連大学の先ほど申し上げました開発プロジェクトの中のGPIIDプロジェクトの組織者であられるヨハン・ガルトム博士や、また同時に、GPIIDの事務局長であられるボナ・ウィク・ナラジャー博士という方々などが、この広島大学の平和科学センターのシンポジウムに積極的な参加の上で討論が行われたと聞いておりますが、そうございませうか。

○閣下参考人 広島大学の平和科学センターは、先ほどの軍事化に関するシンポジウム以前にすでに一九七七年から七八年にかけて、世界秩序論の構築、世界秩序の構造、その過去、現在及び将来、世界秩序問題への学際的アプローチという三つのシンポジウムを行いまして、それ以後は平和と開発というシンポジウムに名前を変えて行っ

ております。

その平和と開発のシンポジウムの中に国連大学との協力プロジェクトであるGPIIDを一部入れまして、平和と開発のシンポジウムをその後さらに引き続いてやっております。

第四回以降は、国連大学との共催でシンポジウムを三回やっておりまして、広島でやった場合もありましたが、昨年の一月には国連大学の本部でやりました。

そして、さらに昨年の十二月に、IPRA（国際平和研究学会）のアジアセミナーが横浜で開かれた機会に、広島にもその参加者の一部に来ていただきまして、国連大学と共催で広島大学が世界の平和研究の中でどのような役割を果たすべきかというを中心にした平和と開発に関するシンポジウムを開きました。その線上で現在、広島大学の平和科学センターはいかにセンターを強化するか、同時に、日本のその他の大学とのネットワークを一層制度化のレベルで進めていく議論をやっているわけでございます。

○嶋崎委員 それらのシンポジウムにおいては、平和研究と平和運動というのはどう違うかということ、平和研究と平和運動の関係いかに、並びに平和研究と政策科学との関係いかにというような問題が重要なテーマになって議論をされていると伺っておりますが、さようでしょうか。

○閣下参考人 全体として平和と開発のシンポジウムは、非常に広範な問題を取り上げておりますけれども、ただいまおっしゃられたような平和運動と平和研究と平和教育との関係についてさまざまの議論がやはり行われました。日本において平和研究と平和運動と平和教育とを区別することはできないというのが一般的な常識でございます。そのような常識がいかに認識のレベルで複雑な認識ではないかということが議論されております。

広島大学平和科学センターは、ときどき平和教育センターとか平和教育研究所と間違われることがあるくらいでございます。ここでも一番最初に学術国際局長が平和教育センターというふう

におっしゃったように私、耳に残っておりますけれども、単に文部省だけのことでございませんで誤解は非常に広範に広がっているようでございます。

○嶋崎委員 私も、その四回目のシンポジウムで先ほどの国連大学のGPIIDの組織者であるヨハン・ガルトム博士のレポートをお聞きしたのであります。それを一つ材料にしてお聞きしたのであります。平和研究と平和運動とはどこが違うのですか。

○閣下参考人 平和運動は、すでに目標が非常に定まった、決まっていることを追求するわけでありまして、平和研究の方は、一体何が問題であるかというところを見出すこと、複数の目的の設定、問題が何であるかということがわかってまいります。目標自体が新たにあらわれてくるわけですね。問題の解決が平和運動の場合にはもうすでに決まっていますと考えられていくわけですね。したがって、平和運動は問題を発見するというよりは、決まった目標と解決方法もわかっているという前提のもとで進められるわけですが、平和研究は、問題を解決する方法を探求するために新たな問題を次から次へと提起して、それらの問題がどういうふうな絡まり合っているかということ客観的に探求するわけでありまして。

そういう意味では、現在、地球的な規模で人類にとつてさまざまな問題が発生しております。これらを地球的問題群（グローバルプロブレマティクス）と呼ぶ学者の中での方、そういう言い方がかなり出てきておりますけれども、そういうグローバルプロブレマティクスを解決するために科学的な研究を行うことだというように理解されてよろしいかと存じます。

○嶋崎委員 つまり平和運動というのは、軍縮から軍縮とか、当面個別具体的な課題を実現するためにやる運動だと思えますが、平和研究というのは、そういうものも含めてむしろ戦争とか社会の世界的動態の変化等を踏まえてつづいて平和という条件に際して何が問題になるかという問題性を客観的に

に把握するつもりでいましょうか、いまの御説明で勝手にばくが理解したわけですが、平和研究というものと平和運動が混同して、わが国の場合には、りっぱな日本国憲法を掲げているのに、平和研究がイコール平和運動と理解されて、それに対して大変な対応をしていく傾向があるのではないかと私は判断をいたしまして、むしろ平和運動と平和研究というものを一度切り離した上で、平和研究に関する今日の世界の研究所の研究動向や世界の流れなどの中で、日本のあり方というものを模索していくべきなのではないかと考えるわけですが、そのように判断してよろしいでしょうか。

○関係者 大体そのように判断してよろしいと存じますが、平和研究というのは非常に広大な領域でございまして、医学と比較した場合に、どこが根本的に違い、どこが似ているかという点に焦点を当ててお話ししますと、若干単純化を過ぎることになります。はつきりとイメージがわかってくるのではないかと思います。

医学の領域には、御承知のように基礎医学と臨床医学というのがあるとして、平和研究の中でもほぼ似たように分類を大きく群として分けることができると存じます。基礎研究の部分は、根本的な問題を客観的に扱うということに非常に大きな特徴がありますから、そういう意味では、がんに対する研究にお金を投資するのとほぼ似たような面があると思います。他方、臨床研究に相当するような平和研究もあり得るわけですが、現実にはやはり臨床研究のための基礎研究だという考え方があり得るわけです。その場合には、病人に医学が接するのと同じように、どうしても平和研究は、現在の問題をどう考えるかということを実際において診断し、処方を出さなければならぬという課題がございまして、そのところからさきまの平和研究の他の領域とのかかわり合いが出てまいります。

たとえば平和運動とか平和教育との関係がどうなるのか、そのところが平和研究にとって非常に

むずかしいところだというふうに判断してよろしいかと思ひます。

○編集委員 余り時間ありませんが、スウェーデン、ノルウェー、スイス、アメリカ、フランスその他の世界各国の多くの平和研究所ないしは大学における平和研究の講座のあり方など全体を見まして、そういう平和研究のタイプを分けて、わからないのでお教え願いたいのですが、平和研究というのは、どういうアプローチの仕方、どういう対象を取り扱う学問なのでしょうか。学際的、国際的性格を持ったものでありますから、いままでの日本のアカデミーその他にはなじまない領域とは思ひますけれども、世界の今日の動向から見て、われわれは立法府や文政行政の中でどういうふうな判断をしたらいいのか、何か判断の仕方のサセストンがいただけませんか。

○関係者 平和研究全体の問題をここでわずかな時間でお話し上げることが、ほとんど不可能に近いと思ひますが、私がここでお話しする前に、五月十五日ごろまでに出版するものとして有斐閣から「国際政治学を学ぶ」という本を編さんいたしました。その中で私は「平和研究への道と展望」という章を書きました。恐らくそれをお読みになれば、ある程度概観がはつきりと浮かび上がってくると思ひます。

そこで、ここでは非常に簡単に申し上げさせていただきますが、平和研究を大きく分けると、基礎研究の部分において特に強調されるべき分野として実証的平和研究というのがございまして、これはある意味では、自然科学がさきまの因果関係を研究するのと同じように、戦争の原因が何であるかを実証的なデータを用いて分析し、さらに、その原因を追求するために、さきまのデータの収集が行われるわけでありまして、方法としては、もちろんさきまの方法がいろいろありますが、自然科学と同じような方法で追求した研究の例として、最近非常に大きな成果を上げたものの一つに言及いたしますと、ミシガン大

学のデービッド・シンガーという教授のこのプロジェクトで、一八三〇年ごろから百五十年ぐらいたった過去の戦争のケースを全部コンピュータに入れてデータ化して、戦争が起こっている場合、起こらない場合がどういふ場合であるかという研究をいたしました。これらの研究の中には、われわれが安全保障の学問の中で常識的に考えていることと根本的に違つた結論が出ていふ部分、あるいはきわめて常識的であつて、この常識ならば別に研究をしなくてもよかったのではないかとこの部分と、いろいろの混合した研究成果があるというところをお伝えして結構かと存じます。

もう一つの平和研究のタイプは、いわゆる主権国民国家を中心にした安全保障の合理的政策というものがどういふジレンマを持っているかという点から、安全保障に関する旧来の戦略論の十分性あるいは欠陥を緻密に分析する流れがございまして、この流れは、ある意味では戦略論批判グループと言つていいかと存じます。この流れは、数学的なゲームの理論を中心にした平和研究のグループでありまして、その意味で安全保障を中心にしたさきまの戦略論との接点が非常に広範にある分野であります。

第三の分野は、全体としての現代の地球的な規模での政治経済構造、国家の集まりから成つておりますが、それ以外に多国籍企業を含めて非常に複雑な構造がどのように動いて、どういふ問題があるかという点に焦点を当てた非常に規模の大きな平和研究であります。この平和研究は、従来の政治経済学の流れの発展であるというふうに見えていかと思ひますけれども、ここにもさきまの考え方があります。旧来の帝国主義論のようなものから、中心部と周辺部の発展の時差のようなものに焦点を当てた中心部周辺部理論とか従属理論とか、あるいは相互依存の理論とかがこれらの中に入り込んでおります。

第四番目のタイプの平和研究といたしましては、大体六〇年代の後半から進んでまいりました

研究プロジェクトでありまして、規範的平和研究と呼ばれるものであります。これは現在の国際秩序のもとで平和を達成することが非常にむずかしい以上、新たな国際秩序というものを考えて、そこに到達するための具体的なプロセス、その過程についての議論までやろうという広範な分野でございまして、その規範的平和研究の中に入るものとしては、たとえば世界秩序モデルプロジェクト、ワールド・オーダー・モデルズ・プロジェクトというのがございまして、これはWOMPと呼ばれるのであります。これはアメリカに拠点のあるものであります。もう一つは、もちろん国連大学でGPIDのプロジェクトは、このカテゴリーに入るかと存じます。

第五番目の研究の群といたしましては、ローマ・クラブから始まりまして、御承知のように第一報告から第六報告まで出ておりますけれども、このグループの中で第六報告が「限界なき学習」といふふうな翻訳されておりました。ちょうど一番最初の限界の方を強調したローマ・クラブの方向と非常に対照的なものがありますが、そういうものもかなり規範的平和研究に近づいているといふことが言えるかと存じます。

最後のグループとしては、総括学的平和研究といふのが考えられるはずであります。これは現在の研究のフロンティアの面で意識され始めましたわけで、私も、この問題については、まだ書いておりませんが、さきまの、いままでの大学の制度の中にある学問が、グローバル・プロブレマティクスというものに對する地球的な規模で起こつていふものに対して知的な解決能力をいまや喪失してゐるわけですが、したがって、新たな知的な解決能力のある学問をつくる必要があるわけですが、問題が非常に学際的であるために、広範な問題を取り上げ、それらの間の関連がどうなつていふかというのには非常に複雑なわけですが、したがって、さきまの問題を解決する政策科学を総括する作業が必要なのでして、そういう意味で総括学的平和研究、これは旧来の哲学はもは

や死んで能力を失っているわけですから、新たな学問を地球的な規模でつくり出さなければならぬ、そういう見地に立った平和研究であります。以上、大體種類を五つに分けて簡単に御説明させていただきます。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

先生の著書その他は、また勉強させていただきます。

もう時間がありませんが、いままでの討論の中で、一九七三年以降の国連の平和研究に関する決議、わが国における対政府学術会議の勧告、それから、それを受けて、わが国では、国立では唯一の広島大学の平和科学研究センターが国連大学の平和研究と相互にタイアップしながら、いま言った多くの諸課題を検討され、多くの業績を上げてきておられることを日ごろから聞いておりまして、一度は参考人でもお呼びして、その経過などをお聞きしたいと思っておりました。

まだ私もわからないところがたくさんございますが、平和というものを学問的に取り扱う平和学は、この一連のシンポジウムでもはっきりしておりますように、平和運動とイコールで考える誤った考え方というものを、この際は正しなければならぬということは非常に重要なポイントだと私は思います。

そういう意味で、平和運動と平和研究を区別した上で、しからば世界の今日あるような、多くの国々が設置している平和研究所などと比べて、わが国の場合には、これが大変貧弱であり、見劣りをしていることも明らかな事実でございます。したがって、日本国憲法を持っているわが国における平和研究は、平和運動と混同されがちなその条件を明確に区別した上で積極的に推進すべきだと私は判断をいたしているわけでございます。

そこで、お聞きしますが、国立学校設置法施行規則、この省令によりまして、広島大学には大学教育研究センター、核融合理論研究センターがあります。平和科学研究センターは、その省令では起きておりません。それはなぜかということをお聞きしたい。

学術局長にまずお聞きしたい。それと、省令に起した場合は予算のつけ方と、そうでない場合は予算のつけ方に相違があるのかないのかを二番目にお聞きをいたします。

もう一つは、国立学校設置法の施行規則の二十条の四を見ますと、京都大学には全国共同利用施設として放射線生物研究センターというものが置かれております。また二十条の五には、大阪大学に全国共同利用施設として核物理研究センターを置くとしております。こういうような大学内部に設置研究施設を設けて、それを共同利用的に運営していくタイプと、もう一つは、いま申し上げましたような大学の中に、研究所ではない、しかし学部でもない、その中間に研究センター的なものがあつて、それが省令その他から見るとどういう位置づけになるものなのか、この三点について最初、学術局長に御返答願いたいと思っております。

○松浦委員 政府委員 最初に、広島大学平和科学研究センターが省令化されていない理由でございますが、大学からはそのような要望が出ておつたようでございます。

ただ、この取り上げ方につきましては、現在、広島大学は東広島市への移転統合という問題を抱えておりますが、その中におきまして総合科学部の創設、それから政経学部の分離等というような教育研究体制の充実に努めておられて、そのような全体の問題をまず取り上げて、当該大学の学術研究、教育を進めておるところでございます。したがって、そのような関連の中での学内ににおける措置としてきておられて、まだ省令化されていないわけでございます。そのようなことから、その担当研究者にしまして、総合科学部の教員の方がその研究に当たつておるといふような形になっている次第でございます。

それから、予算の関係につきましては、五十五年度で千二百八十二万一千円、五十六年度はまだ未確定の部分もございますが、基礎になります付属施設経費というものが五百六十三万円ござい

す。これ以外に、その他の研究経費、それから学内における措置というようなものが加わつてこのセンターが運営されるわけでございます。

○嶋崎委員 そうしますと、まず、この広島大学にある現在の平和科学研究センターというのは、広島大学の学内措置として存在しているものであつて、まだ設置研究所の性格のものとしては認知されていないという確認でいいんですね。

その上で、先ほどからお話を、参考人の方の御意見などいろいろお聞きしておわりのように、わが国がこの平和憲法下において平和研究というものにもっと積極的にあるべきだというのが私の主張であります。客観的に見て、国連大学があり、そして国連大学の重要な、広い意味での平和研究の、日本における唯一のそれを支えているものとして広島の平和科学研究センターがその役割りを果たしている、ところが、これは大学内部の内部措置であつて、IPRA（国際平和研究学会）やわが国の平和研究学会などを背後に持ちながら、先ほど提起された重大な、世界の新しい秩序などを目標として世界平和の問題を、国連自身も、スジャトモコ学長自身が積極的にプロモートしようとおっしゃっている事態でありますから、わが国におけるこのような拠点の研究施設というものをより前向きに発展させていく努力をすべきだと私は判断をするわけでありまして、

特に、最初申し上げましたユネスコが、IPRAを通じて調査した世界の平和研究所を見まして、広島大学が落ちてゐる、これ自体もおかしな話でありまして、国連総会でわが国の政府の代表が、平和研究の決議に積極的に投票をしておいて、そして、いまユネスコに対するお金の支出にしても国連大学にしても、日本は経済大国かどうかは別としても、ユネスコの場合には、もはや世界の三位と言われるぐらいに膨大なお金を出しているわけでありまして、国連大学は、まさにわが国がスポンサーと言われるぐらいに大きなお金を出している。そのユネスコ憲章に伴う世界的な平和研究というものを、そこに広島大学の平和科学研究センターは落ちてゐる。そういう意味でユネスコとの関係においても、わが国の平和研究というものが国際的に協力し合えるような意味でユネスコとの関係を持つようには政府はもっと努力をすべきだ、私はまずそう思います。

それと同時に、今度は国内において、そういう世界平和学会の一連のものを受けながら、国連大学と共同で作業をしておる広島大学の平和科学研究センターが学内措置として処理されて、これが今後より積極的に方向に向かって政府は積極的な役割りを果たすべきだと思つて、もちろん国連大学は、最初申し上げましたように、ユネスコと違ひまして、コミュニケーションでありますから、国家権力からの自由と大学自治を前提にしておることは言うまでもありません。ですから、金は出せども、その内部をコントロールしてはならないことは言うまでもありません。しかし、世界の今日の平和研究の趨勢から見ると、日本国憲法のもとでわが国が世界的におかれておるといふのは大変恥だと思つておる。

そういう意味におきまして、広島大学の平和科学研究センター、これに関連をしてひとつお聞きしますが、この間ローマ法王がわが国に來られたときに、広島で平和アピールが行われました。その平和アピールの後に学術講演をローマ法王がなさつたということをお聞き及んでおります。

そういう条件の中で国連大学と広島市が共同で今後広島に平和研究所を設立すべきである、その際に、広島の平和科学研究センターとの関係を持ちながら独自のものでいくのか、それともこれを発展させるのか、今後模索されていくのだと思つて、そういう動きがあるとも聞いておりますが、これは国連大学との共催だったように聞きますが、お聞きが、ちよつとお聞きしていただいて、あと結論に入りたいと思つて、御存じでしたら、武者小路先生お知らせ願えませんでしょうか。

○武者小路参考人 ことしの二月二十五日にローマ法王が広島に來ました際に、国連大学と広島市

で共催のもとに学術講演会を、技術、社会、そして平和というテーマで講演をしてもらいました。これは先ほど来申し上げておりますスジャトモコ学長の新しい趣旨、方針で、世界の知的な指導者にいろいろ学術講演などを方々でやってもらって平和の問題などを掘り下げていく、特に平和の問題と密接に関係のある科学技術の問題をどう見ていくべきかというふうなことで、そのような講演をしてもらいました。国連大学は、これをきつかけにしまして、広島市、広島大学ともいろいろ話し合いを続ける予定でございますが、特に広島市の方の発意で、国連大学の日本における活動、特に平和に関係する活動を助ける意味で、広島市でいろいろ講演会を開くとか、あるいは将来は一つの研究所をつくるのか、まだ未確定の部分が多いわけでございますけれども、そういうことを相談するためのインフォーマルな形の相談の会が始まっております。国連大学の関係でも、個人の資格で永井道雄先生などが参加して相談に乗っております。

こういうような形で、広島を中心としてではありますが、もっと広く日本学全体との協力体制の中で平和の問題を広く取り上げて研究していただければというふうに思っているわけでございます。

○嶋崎委員 いまのようにローマ法王が来られたことが一つのきっかけにはなっておりますが、広島という地で平和研究所的なものも一方で模索されつつある、先ほどから言いますように、わが国においては国連大学に協力できる国の機関というのは平和科学センターだけだ、こういう状態の中で、まずさしあたって、私は、先ほど申し上げましたが、国立学校設置法の施行規則の省令によりまして、大学の附置研究所的なもので起していくというやり方もあれば、同時にまた、省令事項としてまだ起きてないわけでありまして、省令起したから特別よくなるかどうかは別として、少なくとも省令として起すこととは、いままでのような学部の、大学内部の学制的取り扱い

ではなくて、少なくともわが国の平和研究の一つの拠点として、重要な公的役割というものを果たすことになるということも含めて、広島大学の平和科学センターというものを、もし大学側の要望があれば、現にあるわけでありまして、そういう要望にこたえて、省令事項として起すこと、同時にできれば、施行規則で言っているような、学内における附置研究所的な共同利用研究所的なものに発展させる、もちろん共同研究の場合には、自然科学の場合には物が共同利用になります。ですから、そういう意味では、共同利用というのは非常にわかりやすいわけですが、しかし、この共同利用という場合に、たとえば九州大学の産業労働科学研究所なども資料センターではございますが、共同利用でございまして、そういういわば世界の平和研究の情報を収集し、そして、また世界の平和研究にわが国で積極的に協力する中心的な役割を果す、同時にまた、平和科学研究所というものを進めていく、そういう大事な国連大学とのつながりで行っている作業を、より国民の前に認知しつつ推進をしていくことが必要なのではないかと私は判断をいたしておる次第であります。

したがって、文部大臣に最後に聞きますが、学術何とかという、大学学術局ですか、学術国際局ですか、どっちが上なのかよく忘れるので、すけれども、学術国際局、ユネスコの事務局を担当しているところと同じ所管ですね、もう時間もあと五分しかございませんので、いま私が申し上げたような趣旨に従って、国連大学の一翼を担っている広島大学の平和科学センターを、少なくともより一歩、学内の共同利用的なものとしてもっと認知する必要がありますし、外に向けての共同利用という意味での役割も果たさせるように、共同利用の解釈については私はおたくの解釈を知っています、しかし、物ではないけれども、こういう重要な世界の平和研究所などの創立、活動などの世界的動向から見て、少なくともわが国でただ一つ国連の平和研究の一翼を担い、日本平

和研究学界的重要な中心的な役割を果たしている機関でございますので、より積極的にこれを今後推進していくということについて、文部省並びに大臣の意向をそれぞれお聞きをいたしまして、私の質問を終わりますが、それぞれお答えを願いたいと思っております。

○松浦泰政府委員 広島大学の平和科学研究センターにつきましては、先生御指摘のとおり、大学が自主的に現在活動を展開しておりますが、非常にりっぱな研究を進めておる次第でございます。

ただ、平和研究につきましては、先ほど先生からも御指摘ございましたが、参考人の先生からもお話ございましたが、やはり学際的な問題とかその他非常に分野が広くまたがるというような成果もございまして、もっと広く人類の平和に関連する学術研究ということにつきましては、多くの学問分野がそれぞれ努力しておるというようなこともあるわけでございます。

そのような点、あるいは大学側の全体の要望との関連、予算との関連等につきましても配慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○嶋崎委員 国際的平和科学というのは、確かに学問としてどうだと言いますけれども、筑波以来、学際学際と、いままで文部省ほど学際をやかましく言ってきたところはないわけでありまして、ですから、そういう意味でこの世界の動向からして、これだけ新しい平和科学という問題を、はっきり区別しておかなければなりません、平和運動と区別した平和科学、こういう観点で日本国憲法のもとでそういうものを追求しないというのは、学際学際というふうなことで拒否される理由には私はならぬと思っております。

ここにはちやうど安保の特別委員長の坂田さんもちやうど言っていますが、これはまさに安保とやらはらでございまして、私も安保の特別委員でございまして、片一方で防衛とかそちらばかりが問題になっていて、基本になる平和研究というものがわが国ではさばられている、こういう意味におき

まして、文教と安保に絡んで、坂田さんもちやうど言っていますから、私が提起した問題について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そういう意味で共同利用にするか付置にするか、そんなことを直ちに判断すべきことではありませんが、少なくとも、広島大学が要望し、並びに日本の平和科学界の皆さんが、この大学を中心にしてやってきたシンポジウムの成果などを受けて、国際的な発表をなさっているという実績にかながみて、これに対する調査研究を深められて、積極的な対応を切に望むものであります。

もう一つは、先ほど言いましたユネスコとの関係でも、確かにユネスコの憲章を「らん」になれば、あんなにすばらしく平和という問題をうたった憲章はありません。その中で、ユネスコに対してわが国は最大のお金を出して、これを支えていっている日本でもありますから、このユネスコから見ても、わが国の平和研究が認知されないというような実情は、国連大学の事務局を置いたというわが国の立場からしても、これは世界的にも恥をかいているような面々ともない姿だと私は思います。

そういう意味で文部大臣は、ユネスコの国内委員会の代表でありますから、ユネスコに対して、も、そのような積極的対応をとること、いまの広島大学の平和科学センターのあり方について、今後文部省では、調査研究を深めた上で、要望があれば積極的にこれにこたえるかどうか、その二つについて大臣の意見、回答を聞いて質問を終わります。

○田中(徳)國務大臣 本日は、大変広範な論旨を展開せられて、そして国連憲章から世界平和論、ユネスコ、さらにまた国連大学等一連の相關関係を持ちました平和問題、特に平和と日本といったしましてのわが国の国是である、あくまでも平和に徹するという姿において、私は、ユネスコの、ただいま仰せられました問題等につきましても、その所管大臣といたしまして今後ともに努力をいたします。

ベルグラードの会議にも、私、日本代表として参りまして、なおわが国の所見も述べた次第であり、また特に、国連大学につきましては、御案内のとおり、日本が少なくとも国連大学の設立に当たりましては、最も積極的に努力いたしてありますことは御案内のとおりであります。あるいは、提出金の問題にいたしましても、スジャトモコ新学長を迎えまして、さらにまた、いま新聞等でお読みます国連大学の本部の問題につきましても、今後一層努力をいたしたいと考えています。

なおまた、先生の言われました平和の理論的な研究あるいはその運動との相違、その他今後に残された哲学的な諸問題につきましても、この広島大学におきまして平和科学の研究努力に對しましては、適切なことと考える次第でございますが、ただ、平和研究センターを組織といたしまして、明確に独立をさせると同時に、さらに、この推進の問題を展開するという問題につきましても、なお慎重に検討をさせていただきますと存じます。

大体以上、私は、先生の言われます平和問題、特にわが国の国是としての展開につきましても、御賛成を申し上げる次第でございます。

○嶋崎委員 慎重に検討するというのは、どういう意味ですか。

○田中(龍)國務大臣 いまの実務的な問題でありますとか、それから大学内部の機構の問題でありますとか、そういうふうな諸条件が残るわけであります。

一例を言うならば、たとえば国連大学の問題にいたしましても、私は、国連大学の学長の御要望に沿いたい、かように考えますが、同時にまた、他の省庁との関係の実務上の手続や何かがあることもよく御承知のとおりでございます。いまの、慎重に検討すると申し上げたことも同様のことでございます。国の方針としては、大本は決定いたしておる、また文部省といたしまして、その線に沿いまして努力をいたします。

○嶋崎委員 では、いまの、その線に沿って努力

をするということをお私に確認させていただいて、そして文部省の所管の担当局が今後検討するということをお指示いただくというふうな理解をさせていただきますが、担当局、それでいいですね。では質問を終わります。ありがとうございます。

先生方、大変お忙しいところを、舌足らずで大変御無礼をいたしました、どうもありがとうございます。

○三ツ林委員長 この際、委員会を代表いたしまして一言ごあいさついたします。

参考人には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

○三ツ林委員長 次に、内閣提出、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明は、去る二十二日に聴取いたしております。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馬場昇君。

〔委員長退席、中村(喜)委員長代理着席〕

○馬場委員 私学共済の質問をいたしますが、まず最初に大臣にお聞きします。

この前のこの法案の審議のときにも質問したのですが、国庫補助率の問題です。これは二〇%確保すべきだという附帯決議が、すでに本委員会でも十五回出ていたわけですが、昭和五十六年度の国庫補助率はどうなったのか、二〇%に對してどのような努力を大臣なさったのか、今後の見通しなり決意等についてお聞きしておきたいと思ひます。

○田中(龍)國務大臣 本件につきましては、私自身におきましても、たびたびお答えを申し上げたとおり努力をいたしておる次第でございます。

が、五十六年度の予算編成に際しまして、せっかく努力をいたしました、実現を見るに至っておりません。これらの問題は、また他省庁と緊密な連絡のもとに今後とも努力をいたします。

○馬場委員 十五回本委員会が決議しているわけですね。そして、いま五十六年度の補助率についても努力をしたが、実現していないというお答えでございます。まことに残念でございますが、努力努力という言葉は聞いたって、ちょっと物足りないし、信用できないと言え過ぎるかもしれません。五十六年度のときに、私は、この前二つぐらい具体例を挙げてこうしなさいと言っていた。もちろん大臣折衝までぎりぎり持ち上げて実現をするという努力をしない、たとえばほかの国公、地公、農林、そういう委員会でもこういう決議をして、大臣は努力すると約束しているの

で、そういう関係大臣と一緒に、ひとつ力をを合せてがんばってくださいますとお願いを言ひまして、大臣、そうしますとおっしゃったのですが、その努力の内容を、こうしてこうして、もう精いっぱいやりましたけれども、残念ながらと言ってもらわねと、努力だということだけでは納得できないのですが、その努力の中身をちょっと言っていたきたい。

○田中(龍)國務大臣 これは先生も御承知のとおり、この二〇%という目標に對しまして、補助金の問題は、非常に厳しい大蔵省の抵抗があった次第でございます。

なお、具体的ケース・バイ・ケースに對する要望並びに折衝の経過につきましては、担当の政府委員からお答えいたします。

○吉田(壽)政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げたとおりでございます。私も事務当局といたしましても、最大限努力したつもりでございますけれども、なお、私どもの要求が実現いたしません、その点は私も大変遺憾に思っているところでございます。

いずれにいたしましても、私も、農林年金等と歩調を合わせるべく、百分の二十に引き上げ

るということで努力したわけでございますが、いまのような厳しい財政事情等もあるかと思ひますけれども、ついにこれが実現いたしません、私どもとしては、今後引き続き、その実現に向かつて努力をいたしたいというふうに思っております。

○馬場委員 これはもう努力が足らなかったと言ったって水かけ論になりますから、大臣、今後一生懸命努力されますね、そのことだけ聞いておきたいのです。

○田中(龍)國務大臣 当然でございます。

○馬場委員 次にもう一つ、私学振興財団の助成金ですけれども、これもこの前質問いたしました、五十六年度は幾らになっておりますか。

○吉田(壽)政府委員 五十五年度は私学財団から三千万円でございますけれども、五十六年度は三千三百万円の見込みとなっております。

○馬場委員 実は、この問題につきましても、この前質問いたしまして、五十三年度が一千、五十四年度が二千、五十五年度が三千、五十六年度はどのくらい努力するのだと言ひましたら、五千万ぐらいは努力したいというふうな話が出まして、途中で訂正されたのですが、結果を聞いてみますと、たった三百万の増にしかなっておりません。

御承知のように財団、共済、文部省の約束事は千分の六でございますが、これは千分の四ぐらいいしか出ていないんですね。約束事が守られていない。五十五年度から五十六年度三百万しか増になっていない。

これも聞いたって、努力したと言われるだけで、しょうから、大臣に結論だけ聞いておきますが、これまた千分の六という約束事があるんですね。少なくとも十万分の四ぐらいいや話になりませんし、これも増額に今後努力なさいますか、どうですか。大臣、どうですか。

○田中(龍)國務大臣 今度は、従来にも増して努力をしなければならぬと考えます。客観情勢はまことに不利でありますことも御案内のとおりでござ

ざいます。

○馬場委員 それを逆さまに言ってもらわなければ困るんですよ。客観情勢は不利だけれども従来どおりがんばる、従来どおりがんばるが、客観情勢が不利だから余りいかなないのじゃないかというようにことごとく困るんですよ。じゃ、これは努力するということで聞いておきます。

次に、都道府県の補助を、これは千分の八出してない県がまだありますか、ありませんか。もう全部都道府県出してありますか。これはどうですか。

○吉田(憲)政府委員 都道府県では、一応いまおっしゃられたように、長期給付の掛金の千分の八相当額を補助するという事になっておりますけれども、最近における都道府県の財政事情等の悪化に伴いまして、大学及び短大を補助対象から除外するとか、あるいはまた除外はしておりますけれども、補助対象の月数を減じている、そういう都道府県があるわけでございまして。

それで、昭和五十四年度の調査、統計でございますが、全学種、つまり大学から幼稚園に至るまで全学種に千分の八ということで満額補助している都道府県は三十七県というふうになっております。

○馬場委員 これは、この前も質問したのですけれども、やはり全都道府県に、いわゆるいま言われました満額補助するように今後も御指導していただくわけですね。

○吉田(憲)政府委員 私ども文部省といたしましては、いままでもそうございましてけれども、今後とも大学、短大というように特定の学種、学校の種別によりまして、そういう除外をするなどということのないように、あらゆる学種に対しまして千分の八の補助が行われますように、全都道府県に対しましていろいろと指導しておりますが、特に、私学担当課長会議、これは私ども毎年招集いたしておりますが、そういう機会等をとらえまして、強く要請してまいりたいというふうと考えております。

○馬場委員 次に、行政管理庁の方来ておられますね。四月十七日に第二次臨時調査会が開かれました。伝え聞くところによりまして、行政改革の基本的調査の審議事項が決定した、七月の下旬に答申をするというめどを持って当面の緊急課題というものが決定された、こう伝えられておるわけでございますが、その七月下旬答申をめぐってやる当面の緊急課題の中に、支出を削減するという項目が入っておりますね。そして次に、同じ支出削減の項目の中に「行政の合理化・効率化」という項目がございまして、その中に公務員等の定員、給与、退職金の合理化というのが入っております。このことが事実決定されたのかどうか、まず聞いておきたいと思うのです。

○重富説明員 先生から御質問がございましたとおり、十七日の調査会において決定されたところでございます。

○馬場委員 臨調の審議のやり方等まだ私、よく知らないのですけれども、このようにいわれる緊急課題の補助金等の項目の内容を、これはおたくの事務局からこういうものがありますよと言って出されたのですか、それとも調査の委員が独自にこういうものを自分で言うて決めたのですか。この決め方は、どうやってこういう具体的なことが決まったのですか。

○重富説明員 お答え申し上げます。調査会が発足しましたのは、先生御承知のとおり三月の十六日でございます。それから私どもは、検討課題をどういうふうにして決定するかということにつきまして、調査会において三回から四回ほど御議論をいただきました。当初のたたき台は私どもから出しましたけれども、調査会で各委員からいろいろな御議論が出されて、それに伴いまして大幅な修正を受けながら、調査会の委員の先生方の独自性によってこの検討テーマは決まったというふうに私どもは考えております。

○馬場委員 それで、事務局からたたき台は出した、後は委員の方がいろいろ議論されて最終的にこういうことを決定したといまお聞きしたわけでございますが、たたき台に出したのか出さないのかという点で具体的なことを申し上げますと、たとえばこの「補助金等」という中身あるいは公務員等の定員、給与、退職金の合理化、こういうものの中身に、たとえば文教で言いますと義務教育学校の教職員の給与の国庫負担金、こういうようなものは入っているのか入っていないのかという問題と、またたくさん言いますが、いま私が文部大臣と議論いたしました、たとえば私学共済の国庫の補助金、こういうものが入っているのか、どうですか。さらに大きく言って、私学共済だけではございませぬが、こういうものも入っているのか入っていないのか。都道府県分についてはどうなさるか。地方行政と国とのかわりがどうなっているのか。地方行政と国とのかわりがどうなっているのか。都道府県からの助成、たとえばこういうものも補助金等の対象の中に入るのかどうか、これはどうですか。

○重富説明員 調査会でのような補助金を具体的な調査検討課題として取り上げるかということにつきましては、調査会は専門委員を中心の構成メンバーとする特別部会において検討してもらったことになっております。その中でどのような補助金を取り上げるかということについては、専門委員の方々が決定されることになろうと思っております。

私どもは、現在、調査会の審議の雰囲気等を承知しておる限りでは、補助金については聖域を設けないという形で審議していただきたい、こういうふうにご考えております。

○馬場委員 聖域を設けないということになりますと、いま私が言いましたのは全部対象になるということだろうと思うのですが、特別部会というのは、いつ開かれるのかということをもまず一つ聞いておいて、さらに聞きますが、この前も大臣に

聞いて、後でまた大臣にも質問しますけれども、この中に、さっき言いましたように、公務員等の定員、給与、退職金の合理化というのが項目の中に入っているんですよ。その中に、たとえば定員等の合理化の中に四十人学級問題が、いま年次ごとに進行しております、これが入るのではないかと心配も私はいたしますが、これは行管庁に聖域をつくらないということならば、この四十人学級問題はやはり入るのではないかと思うのですが、それに対する考え方と、退職金、年金、こういうことも入るのかどうかという点について、特別部会がいつごろ開かれるのかということと、さらにつけ加えたこの二つ、聖域問題についての御見解を聞きたい。

○重富説明員 お答え申し上げます。

特別部会の設置については、調査会としては、七月に緊急課題の答申をいたさなければなりませんので、早急に設置するべく御検討をお願いしておるところでございます。私どもは、月末か来月早々には特別部会の設置が行われるというふうにご考えております。

なお、お尋ねの補助金につきましては、私どもは、現段階では、そのような補助金が除外されるというふうには承知しておりません。ただ、専門委員の方々がそれぞれ補助金等の実態等を調査されて取り上げられるかどうかということは、その特別部会の構成員である専門委員の方たちの御判断におゆだねしたい、そういうふうにご考えておるわけでございます。

○馬場委員 文部省に聞きますけれども、これは大臣、このようにして今月末からあるいは来月早々にも実は専門部会が開かれて、具体的に検討に入るわけですね、この臨調の動きに対して文部省はどのような対応をいま省内で検討されておるのか、どう対応しようとおるのか、この第二臨調、特にこの特別部会等に絡ませて文部省の対応の現状を聞かせてください。

○植木政府委員 ただいま第二臨調の事務局の方からお話がございましたように、第二臨調の方

がスタートしたばかりでございます。ここで先生御指摘の補助金整理の問題というのがテーマとして取り上げられると承っております。でございますが、文部省の場合には、補助金というものが大変多うございまして、従来から補助金の整理合理化にうては、もちろん政府の方針に従っているという努力をしてきたところでございます。

今後の補助金の整理合理化という点につきましまして、何分にも第二臨調が発足したばかりのところでございますので、私どもとしては、その方の方でございましてこの問題を取り上げられていくか、いま関係省庁とも連絡をとりながら、今後どのようにこれに対して対応していかねければならないかということに慎重に検討しておるところでございます。

○馬場委員 文部省としては検討段階だということのようでありまして、大臣にお聞きしておきたいと思ふのでございます。いまの第二臨調の動きと行政の合理化とか、小さな政府づくりなんという原則にはだれも反対する者はないと思うのですけれども、われわれから見ますと、本当に財界ペーすで第二臨調が進んでおるといったような感じがしてはならないわけですね。

その中でも、臨調の本質論については言ひませんけれども、たとえば四十人学級の問題なんかもどうなるかということも含まれておるようでございまして、文部大臣としては、第二臨調に臨む姿勢として絶対に教育効果を減退させはならない、後退させはならないという姿勢、教育環境とかあるいは勤務条件とか、こういうものを後退させてはならない、そういう原則を踏まえて文部省としては第二臨調に対応していくべきだと私は思ふのですけれども、文部大臣の基本的な腹構え、具体的に言つと、四十人学級の問題についての見解を聞いておきたい。

○田中(徳)国務大臣 馬場先生の御質問に對しまして、臨調の担当官の方から文部省の教育は聖域にあらず、あるいはまた四十人学級の問題についても除外はできない、こういう答弁が返つてきま

したことは、まことに遺憾千万でございますが、しかし商売商売で、臨調の職員としては聖域は別ですとか、それは外しますなというところは言えな筋合いのものではないと思ふし、それに対しての先生の御質問が、文部大臣は一体それをどう考えるかという御質問でございますが、それは初めから先生の御質問のターゲットもわかつておる次第でございます。

ただ、そういうことは折衝のつばぜり合ひの用兵作戦の機微の問題でございますし、私はこう言います、じゃどうですかというようなことは、断じてこの席では言えないことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、先生と私は腹は同じなんです。ありますから、先生の御意向に反するようなことは私は交渉の場で断じていたしません。

○馬場委員 大臣は、きょうはえらくからが固いようでございますが、この前のこの委員会でも四十人学級の後退なんか私は絶対させません、反対です、というようにおっしゃる言ひをしましたが、きょうは慎重に私と馬場先生と同じ腹ですと言われたから、それは当然だろうと思ふのですけれども、教育効果を減退させはならないということ、あるいは教育環境とか労働条件とかそういうものを後退させはならないという立場で、不要不急なものはどうも切つていいんです。そして、また私どもから言わせると、こんなものは切つていいじゃないかというのがたぶんありますよ。それはそれとしていいですが、基本的な考え方は私と同じ気持ちとおっしゃいましたので、ぜひそれを貫いていただきたいと思ひます。

次に、時間が余りございませませんが、共済年金制度基本問題研究会、この事務局は大蔵省ですね、実は、この共済年金制度基本問題研究会が、いま二年の期間で発足されておるようですが、どのような研究過程にあるのかということを実は詳しく聞きたかったわけでありまして、全部聞かれませんので、大体こういう段階だということをお大まかに言つていただきますし、その中で特に官

民格差というもののがやはり議論になっているのじゃないかと思うのですが、その点についてはどうなっているのかということをお聞かせいたしたいと思ひます。

○野尻説明員 お答え申し上げます。

共済年金制度基本問題研究会は、昨年の六月に発足いたしました。おおむね二カ年程度のめどで共済年金全体の改革の方向をお示しいただきたいというところでお願いしております。現在まで大体十回の会合が終つております。最初の三回ぐらひは、共済年金の現況及びその抱えている問題点等についての第一読会的なフリートークキングをしていただきました。その後、いま先生からお話のございました年金制度における官民の比較、その比較の中で合理的でないものというのはいくらもあるかといったようなことについても一応触れました。それから、さらに年金財政の問題でございます。将来にわたつて安定した年金制度が維持できるのかどうかという財政面からのアプローチといひます。本年の四月からはさらに第二読会的に、それらの問題について具体的な対応策みたいなのを御検討いただくということで、とりあえず、財政問題が非常に窮迫している国鉄共済年金の問題からその一般性と特殊性等について深い議論をしていくということで、月に二回以上の会合をこれから予定しているところでございます。

○馬場委員 もう一つポイントだけをお答えいたしたいのですが、官民格差というのはやはりあるなという検討になっているのか。あるいは官民格差はないとなつてくるのか。あるいは官民格差を比較する場合に、厚生年金でしようけれども、厚生年金と比較する場合に、企業年金と厚生年金を併給しておるところがあるわけでございます。その官民格差を比べる場合に、そういうところはどうなつてくるのかということ、私学共済の財政問題というのについてはどう考えておられるのか、お答えいただきたいのです。

○野尻説明員 現在の共済年金制度すべてを通じて

まして、厚生年金等と比較した場合に、共済年金が有利な取り扱いになっていくという部分が確かにございまして。

たとえば支給開始年齢一つとってみましても、いま経過的に六十歳に引き上げるというふうにはなつておりますけれども、現実の問題としては、まだ五十五歳で支給されるというふうなところがなつております。それから年金の水準等につきましましては、厚生年金がかなり大幅な改善を重ねられてきた結果、水準の上で余り大きな開きはないのではないかと認識を持っておりますけれども、たとえば公務員等を退職した後で再就職した人たちの年金の受給の有無等については、民間の厚生年金の受給者の側から見ると、公務員から再就職した人たちは非常に恵まれているという印象をお持ちであることも間違ひありません。その辺については格差ではないのかというような御議論が中で交わされております。

それからもう一つ、水準の問題で、民間については企業年金が別にあるじゃないかということも私どもは承知しておりますし、その点については、水準の問題として比較する場合に考慮しなければならぬということ、各委員とも同じ認識であらうと思つております。

○馬場委員 これに関連して厚生省にお聞きしたいのですけれども、最近新聞等の報道で、いわゆる三十万年金というのを、三菱商事さんとか味の素さんとか住友商事さんとか、大企業がやっているということが出ておるわけでございますが、この三十万年金に対する評価を厚生省はどう考えておられるのかということ、ちょっといまのに関連してお聞きしておきたいのです。

○長尾説明員 お答えを申し上げます。

ただいま先生お話しございました三菱商事でございますが、これは私どもの厚生年金の中にございまして厚生年金基金という制度を利用いたしまして設定をした制度でございます。ただいま厚生年金基金は約千弱の数を持っております。厚生年金被保険者のうちの四分の一ぐ

らいの方が厚生年金基金の加入者ということになっておるわけでございませう。三菱商事の場合には、非常に大きな給付の額を持っておるわけでございませうが、全体といたしましては、まだ給付のレベルはそれほど高いという状況ではございませう。

企業年金というものをどういうふうにかえていくかという問題になるかと思うのでございませうが、私もといたしましては、老後の所得保障というのを考えますと、やはり基本的には公的年金制度の充実ということが中心にならなくてはならないというふうには思っておるわけでございませう。しかし、各企業がたとえば退職金というものを年金化する、それから、その企業自身のいろいろな労働政策の上でこういった企業年金をつくっていくということ自体も、これはそれ自体意味のあることであると思ひます。私もといたしましては、こういった基金の財政的な面、非常に大型なものをやっていくということにつきましては、さまざまな危険もあるわけでございませうが、そういった財政的な安定面ということにつきましては十分配慮してまいりたいというふうには思っておるわけでございませう。

○馬場委員 これは文部省に聞きたいのですが、私学自体でいわゆる企業年金的なものを行っているところがありますか、ありませんか。

○吉田(憲)政府委員 お答えいたします。いまのところ、文部省といたしまして、そういう調査をしておりませんので、その実態等はまだまだ掌握しておりません。

○馬場委員 実は、まだたくさん予定したのですが、時間が来てしまったのですけれども、私学の財政はそうまだいま逼迫しているとは思われないのですけれども、懸案になっておりました——一つ聞き忘れましたが、この研究会は、いつごろまでに結論を出されるのですか、それをちょっと聞きたいのです。

それから今度は、文部省に聞きますけれども、いろいろこういう研究会等の結論も出てくるのじ

やないかと思ひますが、心配されますのは、やはり組合員の掛金がふえては困ると組合員の側でも思っておるわけでございませうので、組合員の掛金負担の増加になるべくならないようにということとは、ぜひ文部省としても考えておいていただきたいという問題。

それから、関連いたしまして、公務員の給与に對して自動スライド制をとれということが前から問題になっておるのでございませうが、この研究会の中で、自動スライド制の問題はどうやるべきか検討されておるのか。また文部省は、それをやる方向で努力をしておられるかということ。

それから、やはり年金を毎月支払つてくれという要望が非常に強いのですけれども、研究会ではどうか、文部省は、これに對してどういう対応をとりたいのかということをお願いしておきたいと思ひます。

○野尻説明員 研究会の大体のめどというお話でございまして、一応二カ年程度でお願いしたいということとを当初お願いしてあるわけでございませう。ただ、二カ年というところの六月ごろというところになりますけれども、私もといたしましては、もうちょっと早目に結論をお出しただけなにかということと、研究会の回数等もふやしていただいで早目をお願いするということを希望しているわけでございませう。

それから、具体的な問題につきまして、たとえばいまお話ございました毎月払いの問題であるとかスライドの問題であるとか、こういった具体的な問題につきまして、これから検討課題というところでございまして、当然、検討の内容として含められる対象の項目であらうというふうに考えております。

○吉田(憲)政府委員 まず最初に、私学共済組合の掛金の問題でございませうけれども、私学共済組合の再計算をいたしまして、昨年の五月一日で財源率の掛金を引き上げております。目下のところは、組合の年金財政は、ほかの共済組合、たとえ

ば農林共済あるいは公立学校共済、国家公務員共済に比べてはるかに健全であると私も考へておるわけでございまして、いまのところ、掛金を再度引き上げなければならぬという状況にはなっていないわけでございませう。したがって、いまのところそういう考え方は持つておりませう。

それから、例の年金の自動スライド制でございませうけれども、昭和四十八年以後の私学共済の年金改定におきましては、毎年御案内のように、現職の国家公務員の給与改善率そのものを基準といたしまして年金額の引き上げを行つてきております。実質的な給与スライド措置というものはすでに実現してきていますと私も考へておるわけでございませう。

ただ、先生のおっしゃるいわゆる自動スライド制の導入ということですが、この自動スライド制の概念と申しますかその中身につきまして、いろいろな考え方があつたと思ひますが、それにつきまして、先ほど大蔵省の担当の方のお話にも関連するわけでございませうけれども、共済組合制度、公的年金制度全体の問題といたしまして共済年金制度基本問題研究会において検討が進められるというふうには承知しているわけでございませうので、私も文部省としては、同研究会の意見を十分に見守つて引き続き検討をしてまいりたい、このように考へております。

○馬場委員 時間が来ましたので、大臣、さっき大臣も言われましたように、第二臨調絡みで補助金削減なんかの問題がいろいろ出てくるわけでございませうが、そういう中であつても一生懸命努力すると大臣おっしゃつたわけでございませうが、ぜひこの私学共済等が改善されるにしても改善はしないように最大の努力をお願いしたいというところについて大臣の決意をお聞きして質問を終わります。

○田中(龍)國務大臣 全くそのとおりでございまして、全力を尽くしてこれに對しましては対処いたします。どうぞ何とぞ皆様方の御協力をひとえ

にお願いいたします。

○馬場委員 終わります。

○中村(憲)委員長代理 湯山勇君。

○湯山委員 私は、具体的に一点お尋ねしたいのですが、その前に、この前の本審査のときに、国家公務員共済組合法の運用の規定が多い制度ですから、変わったことについてはひとつ御報告をお願いしたいという要望をしておきました。今回は、その私の要望を非常に忠実に御守りいただき、資料をつけていただいたことに対して感謝いたします。

これで恩給、厚生年金から取り残されていた寡婦加算が加わつてできるようになったこと、これはいいのですが、あと遺族の範囲の見直しとか高額所得者に対する年金の支給停止、これらは条件が悪くなったという点もありますので、質問には入れておりませんが、これは大蔵省の野尻共済課長さんの方で、第一の項目でどれぐらい給付がふえるのか、それから第二の遺族の範囲の見直しでどれぐらい給付が減るのか、これは五十七年からですが、いま幾らというのがわかりにくければ結構ですけれども、五十七年以降大体年どれぐらいは少なくなるだろうというふうなお見込みがわかりかねば、ひとつ私の質問の終わるところでもお答えいただければと思ひます。

お尋ねしたいのは、今日まで処理された経過から見ますと、法改正をしなければ処理できないということで非常に不幸な言い方ですが、不利な扱いを受けている事例がございまして、どこかで取り上げなければならぬ問題ではないかというふうに考えますので、具体的に申し上げます。

女の先生で昭和四十年ごろに進行性網膜色素変性症というので失明をいたしました。もちろん、これで学校は退職しなければなりません。退職して廃疾年金を受けておられたわけですが、もちろん両眼失明ですから、一級の廃疾年金を受けておりまして、そこで本人は、目が見えないですから、マッサージの資格を取つて年金とその収入で生活を

しておったのですが、十年ばかりたつて白内障を伴っているということがわかりまして、白内障の手術をいたしました。そしてそれから見えるようになった。そこで、廃疾年金を受ける人は、施行規則によりまして身上報告を毎年出さなければなりません。その際、診断書もつけなければならぬ。それで、症状が軽くなったということは、それによってすぐ判定ができるわけで、これによって廃疾年金を三級に下げられました。ところが、もともと本来の病気が進行性の網膜色素変性症ですから、白内障の手術を受けて半年ぐらいたつてもその全目になってしまった。そこで本人は、直ちに症状増進を理由に廃疾年金の級の改定の申請をしたのですけれども、これはすでに発病後五年以上を経過しておる。四十年ごろの発病で手術をしたのが五十年、十年ぐらいたつておりますから、発病後五年以上を経過しておるといふ理由で受理されなくて、今日、年をとってマッサージの仕事もできない、年金も少ない、これは何とかならないだろうかという訴えです。

このことにつきましては、この私学共済の法律で言えば、廃疾給付は第二十五条の国家公務員共済組合法適用の項目に当たっております。

そこで、国家公務員共済組合法の廃疾給付のところを見ますと、その中で「廃疾の程度が変わつた場合の年金額の改定等」という項目がございます。その八十三条によれば「廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたときは、つまり五年以内というのは、ここで規定されております。その減退し、又は増進した後において該当する別表第三の上欄に掲げる廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の額を改定する。」、こういう規定になっております。

これで見ますと、軽くなったのは、毎年報告がありますから、それによって簡単にこれを引き下げることができる。しかし、こんなふうになつたものについては、もう五年以上たつたならば、どんなに重くなつても、それはわれわれ聞かせずえんであるというのは、片手落ちな取り扱いじゃないか。ことに障害者年に当たつておられますし、こういうケースは、これだけじゃなくて、ほかにもあるのじゃないか。そうすると、これは一体どう扱つたらいいのか。今日まで本人は、このことについてはお願いもしたり、訴えもしたようですけれども、結論的に言えば、法改正以外に救済の道はないだろうというふうなことで、今日非常に困つておられるのが実情です。

そこで、年金をもらうようになつておられるのは年をとつてからでしようから、足が痛くなつたとか腰が曲がつてどうこうなつたとか、通常の場合でも年齢進行に伴つて障害が進んでいくというふうなケースも考えられますから、ある意味で五年という制限をしたこともわからないではないのですけれども、しかし、いまのようにスタートが目が見えなくて一級の廃疾年金を受けておつた、途中でいまのような手術があつて、ただ、たまたまそれによつて少し見え出したのが半年ぐらいいか期間がない。それで、もとのとおり戻つたというのですから、これは事実もはつきりしているし、当然、そういう白内障の手術などしなければ、そういうこともなかつたわけですから、こういうのは当然、十年以上たつておつたからというので、この法律のまま、法律はこうだからというので、果たしてそのまゝはうつておいていいものかどうか、現在の扱いでいいものかどうか。もしこの法律ではそういう扱いしかできないのであれば、何かこのことについて、いまのように年齢進行に伴つて重くなるというふうなものはまた別といたしましても、こういう非常にはつきりしたものについては、救済の措置が講じられるように法律改正をするか、あるいは取り扱ひを、何らかの方法で救済の道を講じていくか、そういうことがあつてしかるべきではないかというふうに考えますが、このことについて、とりあえず、この方の法律担当ですから文部省の意見を聞きたいと思ひます。

○吉田(壽)政府委員 お答えいたします。

御指摘のような事例、大変同情すべき事例だと思ひますが、こういうことにつきましては、先生おっしゃられましたように、機械的に判断するのではなくて、廃疾程度の減退というものが果たして恒常的なものであるのか、あるいは一時的なものであるのか、そういうことにつきまして専門医の診断なり、あるいは意見等をもとに慎重に判断することが、この共済組合法の精神に照らしまして必要であるというふうに思ひますので、私どももいたしましては、関係省庁とも十分御相談した上で前向きに処理し得るよう検討してまいりたいと思ひます。

○湯山委員 このことは、国家公務員共済組合法の準用でございまして、大蔵省の野尻共済課長から、これについてひとつお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

○野尻説明員 最初に、いまここでばつと計算したものですから、多少大ざつぱりかもしれませんが、寡婦加算の増額によつてどのくらい給付費がふえるかという点でございまして、国家公務員共済で計算いたしました大体十二億程度じゃないかというふうな思ひでございまして、それから逆に合理化を図つたと思ひます。それから逆に合理化をしたことによつて幾らぐらいいお金が節約できるのか、この点につきましては、現在もうすでにそういう状況で遺族として年金を受けている方のその年金権を取り上げるといふことが消滅させるといふことは考えておりません。それから死亡される方の遺族でそういうことに該当する方について遺族年金のお支払いをしないという措置でございまして、いま現在、これが幾ら節約になるかということは申せません。これは将来の話でございまして。

それからもう一つ、高額所得者に対する年金の支給停止を行うことにした、これによつて幾ら節約になるかというの、五十七年以降そういう状況に該当した人から適用するということになつておりますので、いま現在の給付費がこれによつて幾ら減るといふことは計算で出てまいりませ

ん。それだけ最初にお答え申し上げます。

〔中村(喜)委員長代理退席、委員長着席〕それから、お尋ねの廃疾年金の障害程度が変わつた場合の取り扱いについてでございますけれども、国家公務員共済組合法の八十三条によりますと、障害の程度が減退し、あるいは増進した、要するに廃疾程度が変わつた場合には、その現に受けている廃疾の状況に応じて年金額をそれぞれ改定する、低くなる場合もあれば逆に高くなる場合もあるという規定がございまして、ただ低くなる場合は、先生のお話にございましたように、これは一定の期間をとらえておりません。重くなつた場合は、逆に五年間という、五年の間にそういう状況が出た場合に新しい重い方の廃疾年金を差し上げる、こういう規定になっております。

この五年間という期間を設けておりますのは、もともと廃疾年金あるいは障害年金というものが、その職域に勤めていた間に起つた障害、それに対する職域年金としての保障ということでございますので、いわば退職前までに起つていた傷病が原因でその廃疾状態になつたのかどうかとたとえば退職した後で交通事故で足が片一方失われたというような場合には、これは職域年金としての障害年金の対象にはなりません。その職場にいた間の傷病との因果関係をとらえるためにはある一定の期間を置かないと非常にとらえにくいというのがございまして、五年間というものを置いておられるわけでございます。

ただ、障害の程度が減退した場合には、その減退した方の障害で年金の等級区分を変えるという場合でも、その減退した状況というものが一時的なものであるのか恒常的なものであるのかによつてその取り扱いが変えてしかるべきではないかというふうな私どもも解釈しております。

いま文部省の方からお答えになつたとおりの解釈で私どもの方もよろしいのではないかとこのうに考えております。

○湯山委員 事態をよく御理解いたたいておることは御答弁でわかりました。

ただ、いま野尻課長からお話がありましたように、軽くなった方は十年たとうが二十年たとうが、これは切り下げていく、重くなった分は五年という制限をつけていく、この辺の扱いも、御説明はありましたけれども、それで果たしていいだろうか。もつと言え、御説明にありましたように、その原因が職務中の疾病、傷害に起因しているということが明確な場合は、五年という枠を外してもいいのではないかと。そうでない場合はもちろん問題になりませんが、その辺、制度的にも考えていい問題があるのではないかと。ことに障害者年でもありますから、この際、ひとつ御検討を煩わしいと思います。

それから、いま申し上げた具体的な例は、いま段階はこの法律をそのまま適用して増額の措置、改定は行われておりませんけれども、では、いまから改めて申請すれば前向きに検討する、その実情は勘案の余地があるというような御答弁と承りますが、改めて申請し直せば、その配慮はなされるものかどうか、これをもう一度、局長から御答弁願います。

○吉田(壽)政府委員 ただいま大蔵省の担当課長の方から御説明がございましたようにことでございますので、私もいたしましては、機械的に判断するのではなくて、廃疾程度の減退が恒常的なものであるか一時的なものであるか十分調査し、確認いたしました上で、前向きに処理できまうように、早速関係の共済組合を指導してまいりたいと存じます。

○湯山委員 それでは、いまの件に対する処理は、運用によって判断していきたいということでございますね、もう一度確認したいと思えます。

○吉田(壽)政府委員 さようでございます。

○湯山委員 よくわかりました。
では、同じようなケースが場合によっては他にもあると思うのです、いままで機械的に適用しておられましたから、そういうことについては、なおそういつたことで困っている人がないように、障害者年でもございますから徹底していただくの

と、本件については、いまの御答弁を本人にも伝えまして、手続をするように申したいと思えます。

以上で終わります。

○三ツ林委員長 有島重武君。

○有島委員 毎年の例のようになっております私立共済の年金の額の改定でございまして、問題はもう大体出尽くしておるといふような感じでございますけれども、二、三の質問をさせていただきます、なお時間がありませんならば、私学の問題について少しまた聞きます。

初めに、私学に勤めていた人が国公立の教職員になられる、あるいは国公立の教職員の方が私学の方に移られる、そうしたときに、この年金の扱いでもって何か不利益をこうむる、そういうような場合はありませんか。

○吉田(壽)政府委員 私学の教職員の方が国公立学校の教職員になる、あるいは逆の場合もあると思うわけでございますが、そういう方々の年金のあり方でございまして、これは私学共済組合の組合員と、それから国家公務員共済組合あるいは地方公務員共済組合の組合員の期間双方を合しまして二十年以上に達したときには年金が出るということ、その年金はいわゆる通算退職年金というところでございまして、御案内のように私学共済、それから国家公務員共済、または国公立学校共済から、所定の方法に基づく計算により通算退職年金が双方から支給される、こういうたてまえになっていくわけでございまして。

なお基本的には、国家公務員共済と私学共済組合の長期給付の中間あるいは水準というものは同一でございますので、双方に移動した場合に、私学共済から国家公務員になった場合、あるいは国家公務員から私学の方に行った場合、どちらの方が有利になるか、不利になるかということにはならないものと考えております。

○有島委員 これからの社会というのは、一つの職業にずっとかかわっている人もいるでしょうが、相当いろいろと職業を動く人もいるかもしれ

ない。いまのは同じ教職員の中で私学とか国公立とかそういうことでございまして、今後いろいろ場合が起こってこようかと思うのです。私たちが公明党といたしましても、年金全体についていわゆる二階建て年金というものを提唱いたしました。それで、最低生活を保障する年金をまず設定する、これは国民基本年金というふうにして、二重構造といえますか二階建ての年金といつたことを将来考えて出さなければならぬといふふうな思っているわけで、その構想を発表しているわけですが、こうしたことにつきまして、文部省としてということになるかどうか、何か御検討なさったことがおありになるかどうか。

○吉田(壽)政府委員 先生のおっしゃられますいわゆる基本年金でございまして、わが国に現在ございまして各種の公的年金制度、八種類あると思えますが、恐らくそういうものを一本化するというのが、先生のお考えの基本にございまして基本年金だと思っております。

そういうことは是非と申しますか、いま私どもの方から簡単に申し上げることはできませんが、このことにつきましては、恐らく先ほど来お話のございました大蔵省に置かれております制度の研究とか、あるいはまた、さらに社会保障制度審議会とか、そういうところでいろいろと検討されているというふうな承知しているわけでございまして、いま私も文部省の立場で、現在あるあらゆる公的年金制度を一本化することについての考え方を言えということになりますと、その趣旨はわかるわけでございまして、その実現につきましましては、なかなか困難な幾多の問題があるというふうな私どもも考えているところでございまして。

○有島委員 考え方としては、いろいろ多様な状況が起こってくるであろう、そのときに基本的なものを決めておいて、それにいろいろ多様な状況を二階建てに加味していこう、基本的にこういうことになるんですね。
そこで、私学共済に戻りますけれども、私学共

済の未加入校が相当あるわけでございまして、数にして五十九校ですか、そのほとんどがいわゆる有名校と言われている早稲田、慶応、立教、法政、明治、こうした大学であるというふうに承知しておるわけでございまして。

この未加入校に昭和二十九年と四十九年誘いをかけたというふうなことで、門戸を開く、そういうことがあったにもかかわらず加入をしない、そういうことで私学共済としてやばらばらという多様化というか、そういう状況になっております。

そこで、この加入しなかった理由というのはどの辺にありますか。

○吉田(壽)政府委員 ただいま先生がおっしゃられましたように、この私学共済組合制度が昭和二十九年に発足したわけでございまして、その際に共済組合への加入を選択しなかつたといわゆる未加入校は、当時百七十一校でございまして、それから、その後、これらの未加入校からの要請もございまして、これも先生先ほど申されましたように、昭和四十八年の法律改正によりまして再度加入の機会を与えたわけでございまして、なお依然として五十九校が未加入のまま残っており、現在に至っているわけでございまして。その中には、いまおっしゃられましたように、かなり規模の大きい、あるいはまた歴史と伝統のある大学が相当数入っております。

この未加入の理由でございまして、未加入といいまの段階で言った方が適切なものか、私どもは、むしろ非加入、二回の選択機会を与えてなおかつこういふ状態でございますから、もう非加入と言った方があるいは適切ではないかということも考えているわけでございまして。

その理由は、たとえばそういう大学等は、健康保険組合を御案内のように独自に組織しております、しかも、その保険料は、掛金率は学校側が組合員よりもよけいに負担しているとか、あるいはまた、その健康保険組合の短期給付に係る付加給付が手厚く行われているとか、そういう理由の

ために共済組合へ加入しても、それほど大きなメリットがないというふうな判断されたのではなからうかというふうな私にも見えているわけでございます。

昭和四十八年の法改正の際には、各学校法人、各大学等に対して、今回が最後の選択の機会になるので、法律の趣旨を十分理解していただいて、なるべく加入していただくように指導した経緯もございますので、私どもは、この問題については、すでに一応決着がついているものというふうな考えているところでございます。

なお、私学共済組合の年金給付あるいは短期給付は、国立学校の教職員に対しては短期給付と同じものでございますし、また短期給付の付加給付でございますけれども、付加給付についても、国立学校の教職員に対する給付内容とはほぼ同様である、むしろ私学共済の方が国立学校あるいは公立学校よりも若干いいのではないかとというふうな私どもも考えているわけでございます。

そういうことで私学共済の給付内容の充実等につきましても、今後とも、他の共済組合との均衡を十分に考慮して改善してまいりたいというふうな考えております。

○有島委員 そうしますと、四十八年か四十九年のそのときに、加入するなと言ったと言ったにもかかわらず、そのときにはしなかったから、これで門戸を閉じたということで、今度は未加入じやなくて非加入だ、もう今後は絶対に入れません、こういうふうなことになるんですね。それで六、七年たつていろいろ状況も変わった、入れてもらいたいな、こう思っても入れてはあげません、こういうことですか。

○吉田(壽)政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、当面私ども、さらにもう一度選択の機会を与えるというふうなことは考えておりませんけれども、先ほど来先生の御意見にもございまして、将来の公的年金制度の一元化、あるいはいわゆる基本年金というふうな御構想、そういうふうな考え方がいけば各公的年金制度の間に出

てまいる、あるいは国民のコンセンサスが得られるというふうなことで、そういう機運が向いてまいりますれば、また、その段階で私ども慎重に検討する必要があるかと思っております。

○有島委員 ちょっといまの局長のお答えなんですけれども、私は、さっき国民全体にいろいろな多様化が起こってくる、そのときには二階建ての年金にすることが合理的になってくる、そういう世の中にいまもう差しかかっているということをおっしゃったのですけれども、いまのは、そういうふうになったならば、こちらを考えましょうというお答えですね、そうじゃなくて、そういうふうな方向を置きつつ、教職員なら教職員の世界においてひとつ二階建ての考え方というものを考慮することはできないだろうかということなんです。

これはいま返事しなくてもいいけれども、四十八年です。九年ですか、いろいろ条件が違うから、だからメリットもあればデメリットもあるなあ、まあまあやめておけ、こういうことであったのだらうと思うのです。そのときには入るから入らぬか、これだけの話だから、共通項というふうなことが相当部分あるわけで、それにプラスアルファのいろいろな状況がありますね、そのことについては、いま加入している学校だって、いろいろな差はあるわけでございます。ですから、教職員の共済のそういうフィールドの中で二階建てというふうなことも研究してみたらどうかというふうに私は思うのだけれども、これは局長ではちょっとまずいですね、局長は、いまの制度を守るのに精いっぱいなんだけれども、大臣、いままでの問答を聞いていらっしゃって、文部大臣としてひとつ御所見を賜りたい。

○吉田(壽)政府委員 大臣に御答弁いただく前に政府委員として答弁させていただきますが、いまのそういう二階建てと申しますか、このことにつきましては、公的年金制度の基本とかかわる問題でもございまして、あるいはまた各私立学校の財政の基盤ともかわる問題だと思っておりますので、い

ま文部省だけでそれに対する意見を申し上げるのはどうかと思っておりますので、先生のそういう御意見は、私ども十分頭にとめて考えさせていただきますたいというふうな思っているわけでございます。

○田中(龍)国務大臣 先生の年来の御主張であるということもよく存じておりますが、ただいま局長から御答弁申し上げましたように、いろいろと設立の沿革がありまして、一元化というふうな問題、それから、いまお話の問題等非常に困難な問題が潜在しておるわけでございます。もちろん、お話の御趣旨はわれわれにもよくわかりまして、この年金制度だけではなく、いろいろな問題につきましても同様の議論もございします。しかしながら、局長が申し上げたような次第でありますことを、どうか今日の段階におきましては御了承をいただきたいと思っております。

○有島委員 いろいろな分野はありますけれども、教育などというのは一番未来志向のところであらうかと思っております。そういうことも先導的に配慮したり検討したりするということがいいたくないか、こういうふうな私には思ったわけなんです。

それから、私立学校の退職手当のための制度を創設していかないかという声が、私学の幾つかの団体から起きていると聞いておりますけれども、文部省としては、どのように対処をなさるおつもりですか。

○吉田(壽)政府委員 私立学校の教職員の退職手当制度がいまどういうふうになっているかということをお簡単にいいますと、現に、高等学校以下につきましては、各都道府県ごとに退職年金財団が、若干社団のところもございしますが、おおよそ退職年金財団が設けられておりまして、学校法人に対する退職資金の支給が行われておりますけれども、大学あるいは短大、高専といったような高等教育の分野につきましては、各大学が独自に退職金を支給しているという例が数多く見られるわけでございます。

合という連合体がございすけれども、その全私学連合では、ただいま先生もおっしゃられましたように、大学、短大、高専につきましても退職金財団の設立を行いたいというふうなことで、現在、その検討を進めておられるわけでございます。検討を進めているということは私ども十分承知いたしております。

そこで、文部省といたしましては、これらの動向を十分に踏まえて、近く、今年度中でございすけれども、私立大学等の教職員の退職状況につきましても調査を実施したいというふうな思っております。その実態把握に努めますとともに、先ほど申しました全私学連合で検討されております財団の性格なりあるいは内容なり、そういうものを十分に見ながら、今後、これの実現について検討を進めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○有島委員 それでは、私学のいわゆる構造の柔軟化といいますが、単位の互換の問題、それから累積加算の問題の状況について二、三伺います。単位の互換につきましては、昭和五十一年から五十四年度までの実施状況の推移というのをいただきました。それで、学部でもって六十六校、六百三十八人、これが五十四年度ですね。これは五十一年度が四百三十三であったのが、順次ふえて、いまは六百三十八になっておる。それから大学院におきましては、五十二年二百五十一人、四十一校であったのが、いま三百十八人、四十四校というふうなことでございます。新しい制度を開いたのが昭和四十七年であったかと思っておりますけれども、これが順次ふえておる。喜ばしいことだと思っておりますけれども、この中で学部についてだけ言いますと、国内における単位の互換というものの実施人数ですけれども、国立が五十人、公立がゼロ、それから私立が十四というふうなことでございます。

それで、国内における特に私学の単位の互換が非常に少ないといえますか、もっと進んでもいいのじゃないだろうかと思う点が一つ。それから公立がゼロということになっておりますけれども、

これは一体どういうかげんでこういうふうになったのであろうか。それから国外の方の単位の互換、これは国立の方が百九十七、私立が三百七十七、順次進んでいく方向で結構だと思ふのですけれども、ここでも公立がゼロになっているわけですね。これは学則なんかの上で公立はまだ許されておらぬということがあるのでしょうか、ここでもそのことをお答えいただけるか、以上先に質問します。

○宮地政府委員 単位の互換につきましては、ただいま先生御指摘のような数字で推移をしております。公立が特にやっていないのはなぜかというようなお尋ねかと思いますが、学部段階の特に国内の関係で申しますと、公立大学の関係で規程等が整備をされておりますのは、六大学は整備をされておるわけでございまして、実際の実施は、具体には行われていないというのが現状でございます。

それから、国外でございましてか大学院の関係はある程度の数字がございしますが、国内の学部段階では、御指摘のような数字で、必ずしも全般的に制度が活用されているとはいえない状況でございます。今後ともその点は、私もいろいろな機会に十分趣旨の周知徹底を図る努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

恐らく国外の場合には、日本の大学に入っておりますと外国へ行くというようなケースもございまして、そういう際に、積極的に単位互換の制度を活用するという考え方が働くものかと思ひますけれども、国内の学部段階でございまして、特に積極的に単位の互換をしなければならぬというところまで現実の必要性というものが必ずしも上がってこないということもあるのではないかと想像しております。

○有島委員 国立と私立の間の単位互換の道は開かれていたのですか、それとも開かれていないのか、あるいは開かれていないのだけれども、そういう例がないのか、これはどうなっておりますか。
○宮地政府委員 開かれております。具体例で申

上げますと、日本大学の農獣医学部と国立長崎大学の水産学部の間で学部段階でございまして、大学院の段階で申し上げますと、国立の東京医科大学と東京医科大学の間あるいは神戸大学と神戸女子医科大学の間で具体的に単位の互換を行っているケースが現実にはございます。

○有島委員 こうやって数字にあらわれた単位の互換、これは徐々に進んでおるわけでございますけれども、数字にあらわれないで、いわゆるぐりぐりで聴講しているというような傾向、これは一般的な問題でしかここでは言えませんが、非常に非常に出てきておるようでありまして、それは手続がめんどうくさいからそのままにしておるというような話を聞きます。手続上何かちょっと底意地の悪いようなことをやっておるということはありませんか。

○宮地政府委員 お話のように正式のルートに乗せるとなると、やはり学生からそれぞれ学部の教務なりのところへ申し出て、さらに大学間で協議が調って行われるというふうなことになるわけでございますから、もちろん所定の手続を踏んでいただかなければならぬわけでございます。その手続を踏むに際して、事務の処理が必ずしも適切に対応していないというふうなケースは必ずしもないとは考えますけれども、やはり学生みずからがそういう手続を積極的にとっていただかなければならぬということがございしますので、あるいは手続を経ないで実際勉強する、講義を聞くということだけで対応しているケースもあるのではないかと、この御指摘でございまして、手続をとれば、たとえば聴講生なら聴講生という形で聴講料のようなものも負担としてかかってくるということもあるかと思ひます。

○有島委員 大臣、お聞きのような話なんでございしますけれども、こうやって数の上で表面づらばかり言っておりますけれども、この内実は——学校学校によって特徴のある講義、授業、学問が進んでいくために有効なことであろうと思うわけですね。

さっきの二階建てじゃないけれども、大体最低あるところまでは充足しておいて、それから先いろいろなビークをつくり出して、そういうことで今後の高等教育といひますか学問は、ますます盛んになるであらうと思ふわけでありまして、それと並行してこの単位の互換が盛んになっていかなきゃならないのじゃないだろうか、それを阻む要素がないようにひとつ御点検もいただきたい、そういうことでございします。

○田中(龍)国務大臣 御意見の単位互換の問題は、局長からもお返事いたしました、非常にいいことでありまして、進めたいと思は思ふのであります。

その際にも、先生がおっしゃったように、堂々と単位互換の面がある場合以外に、聴講といったような意味で自分の研究したいテーマについて講義を聞く、それが単位互換ですることになる、いろいろな手続やなんかめんどうくさい、こういうようなことがあるかもしれませんが、学歴の偏重の否定でありますとか開かれた大学ということとで申しておりますように、また放送大学といったものも御審議を願っておりますように、本当に学問の自由、そしてまた、あらゆる意味において勉学の便宜を図ってまいりたい、こういうふうなことを考えておりました、この点はなお一層推進していきたい、かように考えております。

○有島委員 終わります。
○三ツ林委員長 本会議散会後直ちに再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後一時三十八分休憩

午後三時四十五分開議
○三ツ林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山原健二郎君。
○山原委員 最初、私学共済法案自体につきまして、先ほども寡婦加算の問題について御質問もござ

いたしましたし、ダブる点もあると思ひますが、この問題と、二つ目に、いわゆる十年以上の組合員であった場合の配偶者については、いまだで無条件で遺族年金を支給していたわけですが、今度は死亡者より配偶者の収入が多い場合は、遺族と見ず、遺族年金を渡さないという問題、それから高額所得者に対する支給の見直しの問題、この三つの問題でございしますけれども、特に最初の二つの問題について事情を説明しながら質問をいたしたいと思ひます。

いわゆる共働きの場合の見直しの点でございしますけれども、これは一つは既得権への侵害ではないかということも考えられまして、たとえば総理府が昨年の四月に出しました「婦人の現状と施策」という出版物を見ますと、現在、昭和五十三年の女性の平均寿命は七十八・三三歳、男性が七十二・九七歳、こうなっております、結婚のときの年齢差もございします、また、そういう点で考えますと、日本の婦人の寡婦期間は八年以上と推定されると述べております。

しかも、日本の人口高齢化は、先進諸国に比べても急速に進んでおりまして、女性の方がその傾向が強く、寡婦の期間は延びる一方であるというふうな判断をされます。したがって、婦人の老後問題は、いよいよ深刻な問題になっておりますが、その中でひとり暮らしの婦人がふえておるわけですね。五十三年で六十五歳以上のひとり暮らしの老人は七十五万四千二人となっております。これは全老人の七・一%、そのうち婦人が五十九万人で八割を占めておるといふ数字が出ておるわけでございます。しかも健康状態を見てみますと、六十五歳以上の婦人で身体・精神とも異常なしは五四・九%にすぎない。

こういう現状を踏まえて考えてみますと、婦人の年金の現状というのは、優遇されているという私学共済におきましても、そのような豊かなものではもちろんございしません。遺族年金の平均は、五十五年三月で五十八万七千九百円でございますが、女子の退職厚生年金の場合、平均は七十六万

千八百二十円となっております。これは五十三年の十二月の統計でございます。だから、両方をもらいましても百二十八万六千六百一十一円となります。今度の改定で寡婦加算をやらないとなりますと、このうちから十二万円を取り上げるといふことになるわけでございまして、百二十八万円より暮らして、しかも健康を害しておる人からこの十二万円を奪うという状態になるわけです。

以上は平均の場合でございますが、最低の場合を見ますと、遺族年金の最低保障額が四十七万六千八百円です。女性の退職年金の最低が五十八万四千四百十二円となっております。合計しまして百六万二千二百十二円、この人からまた十二万円を取る、こういうことになるわけでございしますが、私のいま申し上げた計算は、大体そういうことになるのでしようか。そうとするならば、今度の法改正によってかなり厳しい状態が生まれてくると思ひますが、その点はどういうふうにお考えになっておりますか。

○吉田(憲)政府委員 いま先生がおっしゃられました、そういう数字上のことは、大体そのようになつてゐると思ひます。したがいまして、遺族年金を受給すべき寡婦にとりましては、かなり厳しい情勢にあるということも否定できないと思ひます。

○山原委員 この点は、今後の問題として指摘をしておきたいと思ひますが、さらに、これよりもっと厳しい状態になりますのが、私が二番目に申し上げました、いわゆる配偶者についての遺族年金の支給の問題でございます。これは配偶者より収入が多ければその配偶者が死んだ場合に遺族とみなさないといふことでございまして、たとえばある高等学校の先生の例を試算してみますと、学校を卒業しまして高等学校の教師となり、十年目に亡くなったと仮定をしますと、いままででございしましたら、奥さんに対して五十三万七千六百円、遺族年金としてこの金額が生産渡つておつたわけでございまして、これが今度の改正によりまして、少しでも妻の方の収入が多ければ、これが生

涯入らなくなつてしまふ。この妻にとりましては、老後になつた場合、自分の退職年金しかもらえないといふことになるわけでございまして。

具体例は、時間の関係で省略いたしますが、こういう状態、管理局長、御答弁いただいておりますが、これはまさに既得権の侵害といふふうに取り取られるわけでございしますが、その点はどうでしようか。

○吉田(憲)政府委員 ただいまの点につきまして、今後、そういう遺族年金を受ける妻自身が退職年金等の支給を受けることができる場合に、寡婦加算額の支給の停止を行うといふものでございまして、この併給の調整措置は、すでに厚生年金においても昨年の八月から行われてゐるわけでございまして。

そういうことで、今回、この私学共済法が準用しております国家公務員共済組合の改正法の施行の日の前日において、現に寡婦加算のついた遺族年金を受給している妻でありまして、かつ退職年金等を受けている者については、現行の寡婦加算額は保障する措置を講じてゐるわけでござい

ます。そういうことで、既得権の侵害ということにはならないわけでございしますが、今後におきましては、そういう併給の調整が行われるといふことで、そういう方々にとりましては、確かに既得権の方々に比べれば不利になるということも否定できないところでござい

ます。○山原委員 改善の部分と、たとえば寡婦加算の引き上げの代償ではないかと思ひますが、こういうふうなかつこうになつてまいりますと、たとえば私学共済の場合、この二番目の遺族とみなさないといふような実例はかなり出てくるのでしうか。その辺は何か見通しを持っておられますか。大体どういふふうな情勢で動いていくのか、お聞きしたいと思ひます。

○吉田(憲)政府委員 遺族の範囲の問題でございしますが、先ほど申しましたように、私学共済法の準用する国家公務員共済組合法の方におきまして

は、いま国会にもちろん提案し、審議されておるところでございますが、今回、遺族の範囲につきましては、その見直しを行ひまして、組合員期間十年以上の者の配偶者につきましては、遺族となるための要件といたしまして、従来は、御案内のように生計維持関係を必要としなない扱いになつてゐたわけでございまして、それを改めまして、組合員期間十年未満の者の配偶者の場合と同様に、死亡した者との生計維持関係をその要件とするということとしております。

こういう措置をなぜ講ずるようにしたかといふことでございしますが、これは共済年金制度における遺族の受給要件は、原則的に死亡した者との生計維持関係を基礎的な要件としたところの生計維持関係を基礎的な要件としたところの生計維持関係に基づいておるわけでございまして、組合員期間十年以上の者の配偶者につきましては、十年未満の者との均等を配する必要があるといふようなこと、及び年金制度の成熟化が進んでゐる現在、やはり給付の重点化、合理化、つまり生計維持関係のあつた遺族について、できるだけ手厚い給付を行うといふことに重点を置く、そういうような観点から国家公務員共済組合法の改正法案においてそういう考え方をしてゐるわけでございまして、これを準用してゐる私学共済組合法におきましても同様の扱いをする必要がある、したいといふことで、こういう案をお願いしてゐるところでござい

ます。○山原委員 国公共済との並びの問題がございしますから、ここだけであつていろいろ言ひましても、直ちに、改正法案が出されておる段階で、幾ら私が申し上げましても、これを変えるなどといふことは出てこないわけでございしますから、これ以上、この問題については申し上げませんが、とにかく先ほど総理府の出されました今日の日本の婦人の置かれておる実態から見まして、いろいろ今後問題が起つてくるのではないかとこのように考へます。

そういう点では、これは今後の推移を見ながら、当然改善すべきものは改善をしていく必要があると思ひますので、その点は私の危惧の念を申

し上げておきたいと思ひます。

もう一つの問題は、具体的な例でございしますが、これは長崎県の海星学園の山本隆一先生の問題でございまして、この方は、昨年の三月十日に教師として不適格といふことで解雇されております。

その理由につきましては、いま申し上げることは省略いたしますが、昨年の七月の段階で長崎地方裁判所におきまして、解雇の理由にならないといふことで仮処分決定が出ておるわけでござい

ます。しかし、いまだに組合員の資格継続の手續もとられていないと聞いております。その後手續がとられたかもしませんが、私の聞きましてところでは、まだとられておりません。

かつて私が私学共済の審議に当たりまして、仮処分の決定された者については資格継続は当然であるといふ主張をしたのに対して、政府の方でも当然であるといふお答えをなさいまして、事実、そのときに問題になりました群馬県の一教員の資格継続がなされたことがござい

ます。その点で、私学共済の方におきましても、この長崎の問題について指導されておると思ひますが、解決してゐないのではないかとと思ひますので、こういうものは直ちに解決をし、組合員としての資格を継続すべきではないか、地方裁判所の判定が出た以上はそうすべきではないかと思ひます。これは昨日申し上げておりましたので調査されておると思ひますが、現在どんなふうになつてゐるでしうか。

○吉田(憲)政府委員 お答えいたします。

学校法人等が雇用をしております教職員が退職した場合でございしますが、解雇による場合を含みまして、教職員が退職した場合は、学校法人は私立学校教職員共済組合に対しまして速やかに資格喪失報告書といふものを提出しなければならぬことになつております。この報告書の提出があり

ました場合には、私学共済は組合員の資格を喪失させるといふことになつてゐるわけでござい

決をいたしまして、これは仮処分の決定の場合を含むわけでございますが、その効力が発生したときは、当該判決に従いまして、遡及して資格喪失の処理を取り消しまして、組合員の資格は継続する取り扱いをすることとなっているわけでございします。しかしながら、裁判所の解雇取り消しの判決がなされたことにつきまして、当該学校法人からの報告がない場合あるいはまた遅延する場合がございまして、そういう場合には私学共済の対応がとれる事態も間々生ずるかと思ひます。

そこで今後、そういうような事態が生ずることのないように、文部省といたしましては、私学共済組合に対しまして、その周知徹底を図るべく十分に注意してまいりたいと思ひついでございします。

ただいまの件につきましては、私学共済組合に対しまして、そういう事例につきまして速やかに対応するように、再度私の方から注意を喚起してまいりたいというふうに考えております。

○山原委員 いわば一種の紛争、係争という問題が出てくるわけですね、この場合は、何でも公開授業で教科書を使わなかったという理由に於いて解雇をされておるようですが、裁判所の方では、それは解雇の理由にはならないということ、恐らく身分保全の仮処分だろうと思ひますが、それがなされて、しかし、いわば紛争の双方ですから、学校当局の方が私学共済に対してはなかなか申請しないという面が出てくると思ひますが、しかし、これは組合員の身分に関する問題でございしますから、その点では、そういう紛争はあったとしても、一たび裁判所の判定が出たならば、これに対して速やかに適応するのが学校側のやることではなからうかと私は思ひます。

いま局長のおっしゃった答弁で結構でございしますが、恐らく私学共済の方におかれましては、心配をされて指導されておると思ひますので、なお、これについては早く解決するように御努力を要請しておきたいと思ひます。

次に、これは大学局長にお尋ねをするわけですが、

が、ことしの二月二十七日に私の方から最近の私立の医歯系大学の問題、特に不正入学あるいは補欠入学あるいは寄付金の問題等について質問をしまして、ちょうどその朝文部大臣は、たしか記者会見でありましたか閣議の決定でありましたか、これらについては調査をするということ公表されまして、その調査の結果が四月二十一日に発表されております。そして、その発表をした後で、今度の連休明けに指導通達を出すというふうに新聞に出ておりますが、これについてお伺いをしたいのです。

私は、あのときに、委員長にもお願いをしまして、私学のこういった状態については、この委員会時間で時間を設けて集中審議をしてはどうかということをお願いしたわけですね。それで委員長も、理事会において諮るということも言われて、そのまゝになっておりますが、連休明けに通達を出すということになりまして、きょうが連休前の最後の委員会になるわけですから、一応これは立法府として質問をしておきたいということで申し上げるわけですね。

今度発表されました調査結果は、一つは、補欠入学が四三%に及んでおることです。最も高いのは九〇・五%に達しておることです。二つ目は、父母の職業が医師が六〇・六%に達している、最も高い比率の大学では医師の子が八四・一%を占めておる。三番目に、寄付金を取っている大学は、二十九校のうち二十一校に達しておる。そして入学者三千二百三名のうち四百四人、すなわち二二・五%が寄付金に応募しているということが出ております。そして学費につきましては、応じた人が五百二十人で、全入学者の一六・二%である。寄付金の平均は七百九十二万円で、最高が三千万円である、こういう報告がなされて、各新聞とも「五人に二人補欠合格者」、判定が密室で処理されたとか、あるいは四三%が補欠合格であるというふうな見出しで、私立医大の入試は異常な実態にあるということ、どの新聞を見ましても書いておるわけですね。

この調査ですが、問題は、私は、情実入学、縁故入学はどうだったのかということ指摘したわけでございますけれども、それについてはどういう調査結果が出ておるのか、これが一つです。

また、寄付金徴収が合否判定と絡んでいたのではないかと、この点をこの前のときに質問をいたしました。それから教授会の機能がどうであったのかということもお伺いをしたわけでございますが、これら肝心の内容が明らかになっていないように思ひます。

それで、調査を行うに当たりましては、あっさり言えば、ずいぶん鳴り物入りで調査が行われたわけでございますが、それにしましては、この調査の結果報告書というのは、余りにも真実をえぐり出してはいないのではないかと思ひついでございします。この点は大学局長、どういふふうにお考えになっておりますか。

○宮地政府委員 御指摘のように、私立の医科大学の事情聴取を三月末から四月にかけまして、全体について十分事情聴取をいたしたわけでございます。

そこで特に、入試の公正確保ということについて私どもが把握をいたしておる点で申し上げますと、若干の大学におきまして適切を欠くと判断されるような事例が見受けられたわけでございます。すなわち、入試委員会に理事者側の者が構成員として入っているというケースなどがございまして、入試につきましての教授会の権限が明確でないと考えられる大学が、六大学でございしますけれども、ございしました。

次に、合否の判定基準が明確でなくて、また合否判定基準に本人の能力、適性等に直結しない要素を加味したと誤解されてもやむを得ないと思ひます。また二十九大学の中で十八大学において父兄が教職員、同窓生である者が入学をしている。その入学者総数に占める割合が七%という点が明らかにしております。

なお、寄付金等につきましても、多額の寄付金を收受している大学もございしましたが、いずれの大学におきましても、これを何らかの形で入学の条件としているものではないというぐあいに判断をいたしております。

これらを受けて、実態調査、事情聴取の結果は、先般新聞等にも公表されておると思ひますが、私どもも、その事実を十分分析をいたしまして、特に入試の公正確保という点については、具体的な点を指摘しながら、各大学に指導通達を出すようにいたしたいと考えております。

○山原委員 私の質問に対して宮地大学局長は、基本的にはいまおっしゃったとおりですね、特に、入試の公正が確保されているかどうかということが、国民に対して信頼を回復する第一の点だとおっしゃっております。その場合、特に寄付金などの收受と合否の判定とが絡まないようにすることがまず第一だ、これはそういうふうな御答弁をされて、まさにそのとおりなんです。でも、それを改めて調査をしたいとおっしゃっているのですけれども、その点が明らかにならなければ、国民は納得しないと思ひます。

というのは、今度通達を出されても、いままでは通達は何回か出しているわけですから、あつさり言えば、その都度文部省は裏切られてきたという経過がございしますので、その点で、この報告書だけでは国民は納得しないのじゃないか。

そこで、まず寄付金問題を見ますと、文部省の調べで、ことしは一・二・六%ですが、五十四年度は六六・九%もあつたわけですね。五十五年度では半数以上の五三・六%が寄付に依拠しておる、こういう経過があるわけですね。ところが、ことしは急に一二・六%であつた、こういうふうになつております。これは文部省の調査の結果ですね。去年からことしにかけてこれだけの大幅な起りこつておるときに、こんなふうになつてくつと減つておるということは信用していいものかどうかと

いう問題も一つあります。

学債の場合も、五十四年度に文部省の調査では七七・二%、五十五年度で六三・九%、ことしは一六・二%というふうに変化に低くなっているわけですね。この原因はどこにあるかというところを調べてみますと、寄付金徴収をやめた大学が多くなったのか、それとも裏に隠して文部省に対して正確な報告をしていないのか、この二つ以外には考えられません。ところが大学の数は、先ほど言いましたように何と二十九校中二十一校、大学の数が減っているわけがありませんね。そうしますと、現実の実態と文部省の調査の結果とはずいぶん離れておるといふふうに見えるのが当然だと思えますが、この点はどうですか。

○吉田(憲)政府委員 いま先生のお話にもありましたように、昭和五十五年度では、この寄付金の応募者の入学に対する割合は四五・八%でございす。昭和五十六年度、本年度の入学者にかかるものでございす。入学者に対する応募者の割合は、いまお話のありましたように一二・六%でございす。

なぜこういうふうに変化したかということですが、一つは、ことしの去る二月以来、こういう問題が大きな社会的な問題にもなったわけございまして、私も文部省といたしまして、こういう寄付金の募集は入学手続の終了後に、行かうというところで、二月以来、全私立大学に厳しく指導してまいりましたわけございす。そういうことで、きょう現在で判明している段階では、入学者に対する応募者の割合が一二・六%にとどまっているというふうには見えているわけございす。

したがって、これから入学手続終了後に正規の寄付金の募集を開始する大学がかなりあると思ひますので、今後また五月段階あるいはそれ以降の段階で調査したいと思ひておりますけれども、その段階では、この一二・六%という割合は相当程度上がってくるのではないかと、いふふうには私どもは考えているとございす。

○山原委員 寄付金に応募した者が四百四名となつていますね、このうちで補欠入学をした者が何名あるかわかりませんが、きょうはもう時間がございませぬから、余り詳しくお聞きしませんが、文部省の調査で補欠入学者は千三百八十五名となつております。千三百八十五名のうち、仮に四百四名をまるまる引いたといたしますと、差し引き九百八十一名というの、寄付金を出さないで補欠入学したということになるわけございす。これが、これもちょっと信じがたい面があるわけですが、こういう数字は、いまおっしゃったように、今後五月、六月段階で調査をされまして、また変化があるかもしれないと思ひますけれども、ちょっと信じがたい感じがするわけですが。

それから、ずっと申し上げてみますと、新聞によりまして、寄付金を取るに当たりまして、事前に電話あるいは事前面接などで金額を示して徴収したというところも新聞には報道されておりますが、そういう大学は幾つあつて、その大学の名前は言えますか。それはどうですか。

○吉田(憲)政府委員 五十六年度の入学者にかかる寄付金の募集ですが、今回は事前に電話で募集をする、あるいは寄付金の応募を求めるといふような事例は、この二十九医科大学についてはございませぬでした。その点は、私もヒヤリングで明らかにしているところございす。

○山原委員 補欠入学の問題ですけれども、なぜこのように高率になつておられるのかということですが、結局どういふ合否判定が行われたのか。成績順位との関係はどうなつておられるのか。縁故あるいは情実入学をやつていた学校、そういうところは新聞にも、名前を出してございせんけれども、出てくるわけですが、これはどういふところか。あるいは医師の子が六六・六%、なぜこういうふうになるのか。いわゆる医師の子に対する優遇措置をとっているのはこの大学か。そういう名前には言えるのか。この新聞を見ますと二校あるといひますが、文部省としては、こういう実態は、これで発表するかどうかは別にしまして、できれ

ば、こういうものは公然とした方が、むしろ今後対処する上でよいわけございすから、何も隠す必要はないと思ひます。文部省は、そういう実態についてはつかんでおられるわけですね。

○宮地政府委員 御指摘のような補欠合格者が多いといふのは、要するに、正規の定員の合格者をまず発表いたしました、実質他大学等へ、たとえば国立でございすとかそういうところへ合格者が流れるというところが予想されるわけございす。したがって、補欠合格者が大変多くなつておるわけございす。私が、私も事情聴取をした結果、その点について申し上げますと、補欠合格者の発表の仕方が学内掲示等で公表されてないといふようなことが、国民全体に対して大変信頼を欠くような結果になつておるのではないかと、いふぐあひに感じておりました。今後、そういう補欠合格者の発表方法を明確に示すようにしたいと思います。十分指導をしたい、かようにいま考えております。

なお、合否の判定以前に、父兄面接等父兄と接触しているものも、事情聴取をした結果、二大学とございまして、それらの点については、先ほど申しました入試の公正確保という観点からは、私もいま案を練つておるところでございす。けれども、相当細かく具体的にその辺を示して、そういう不明朗さをなくするような形は十分徹底させるようにしたい、かように考えております。

○山原委員 寄付金の取り方はどういふ手続で集めるのかという点ですね、たとえば、どのような口座に納められているか、あるいは後援会などの口座に入っているところはなかったのか、また各大学の経理の中に寄付徴収について明確な記載があつたかどうか、そういうことはお調べになつておりますか。

○吉田(憲)政府委員 ある程度そういうことも聞きただしてございすけれども、いままでは、確かに先生がおっしゃられましたように、かなり別途に経理なりあるいは不明朗なそういう経理の仕方もあつたことは事実ですが、五十六年度のこの入試

に關しましては、二月以来、二十九の全私立医科大学に、そういう不明朗な経理をする、あるいは別途経理を行うようなことをする、そういうことの一切ないやうにということとで私どもは厳しく指導してまいつておりますので、いまのところ判明している限りでは、そういう不明朗な別途経理等は全くないといふことで私も把握しているわけございす。

○山原委員 合否の判定について、たとえば当然教授会が判定を行つておる、これが一番正常な当然の姿ですが、それが幾つあるか。それから、そうでない、教授会が関与もできないやうな合否判定をされておるのか、一体どういふ仕組みで判定が行われておるのか。これは本当に大学名を挙げて説明していただいて結構だと私は思ふのです。

それから、新聞を見ますと、入試の実施機関、普通教授会であります、その入試の実施、合否判定をする機関そのものが不明確だ。明確になつていないところが十大学あるといふのです。そうなりますと、幾ら御調査をされても、そういうふうな合否判定に寄付金の収受は関係してないと言つても、これは信用できないわけだとして、これをただしていくといふのが、私も質問をした一番の趣旨なんでございす。しかも、入試の実施の機関が不明確、判定の基準が不明、それが十二大学あるといふのですから、こういうことは文部省が幾ら通達を出されても、連休明けに通達を出されるとおっしゃつておりました、その内容も新聞にも出ておりました。いまおっしゃつたように、寄付金の禁止であるとか、あるいは選抜の公正確保、経営の健全化、経理の適正処理と財務状況の明示、あるいは学生納付金に關する措置、任意寄付金の取り扱いなどのことが新聞に出ておるわけございす。連休明けに出される通達といふのは、大体こういうものと考えてよろしいでしょうか。

○宮地政府委員 先ほど御説明いたしましたように、ただいま内部でその分析をし、どういふ点を具体的に盛り込むべきか、なお事務的にただ

いま作業を進めている段階でございます。考え方としては、おおむねいま御指摘のような内容になるかと思ひます。

なお、すでに五十二年九月でございますけれども、それらについては十分網羅した通知を出してあつたわけでございまして、それとの関連でございますとか、整合性の問題、それと、特に先ほど申しましたような入学者選抜の公正確保について、全私立医科大学から聞きました事柄を十分分析をいたしまして、ただいま御指摘がありましたような事柄が完全に排除されるように、そこを具体的ににより明確に示したい、かように考えているところでございます。

私どもとしては、さらに、こういう特に入試の状況につきましては、なお全私立医科大学からは事情を聞いて、十分今後とも、アフターケアについて万全の対応をしてみたい、かように考えております。

○山原委員 もう一つ伺いたのですが、通達ですね、大体内身が少しづつわかり始めておるわけですが、たとえば新聞によりまして、入試選抜は教授会が実施する、あるいは補欠も学内掲示などで公表すると先ほどおっしゃったわけですね。それから合否判定基準を明らかにして、寄付金、学費は任意であるか否かというところをお考えになっておるのではなからうかと思つております。

それで、一番大事なところは、いずれも大事なことです。要するに入学者選抜、合否判定は教授会が行うということ、きちつと指導を置く。これはもとともうあるべきものでございまして、教授会がタッチもできない、横合いから理事会が出てきていろいろなことをやるというようなことで、幾ら通達を出しても、また文部省がせっかく出されましても、二の舞を踏むようなことになっては世間に対して申しわけないわけですね。そういう点では、教授会が入試選抜は行うということが本当に文部省の決意として行われるならば、相当部分改善をされていくのではないかと、私

もそういうふうと思つておりますが、この点について、もう一度局長のお答えを聞き、それから田中大臣におかれましても、この点はやはり貫くことが、今後問題を解決する一つの基礎になると思ひますので、その後で御決意のほどを伺いたないのであります。

○宮地政府委員 その点は御指摘のとおりでございます。入学者の選抜に当たつて、要するに教授会が実質的な責任を果たし得るような体制をすべく確立してまうということが一番基本でございます。また、ただいまもさらにつけ加えて申し上げましたように、今回限りにとどめないで、私どもとしては、私立の医科大学の今後の入試状況等については、今後とも、さらにアフターケアをして、十分国民の信頼にこたえるような体制を確立させ、それを定着させていくように努力をいたしたい、かように考えております。

○田中(國)務大臣 ただいま局長からも申しましたとおり、あくまでも筋を通して、そして毅然とした態度で今後とも臨んでいきたい、かように考えております。

○山原委員 最後の一点ですが、いまおっしゃった決意が進まれるならば、また改善する展望も生まれてくると思ひます。その点では、大学の自治に対して介入するというのではなくて、その辺は明確にしておかれた方がいいのではないかと、思うのですが、同時に、この際、大学における経理の公開の問題にも踏み切つていってよいのではないかと、このように思ひます。大学内の経理の公開ということは、非常に重要な問題でして、入試試験実施の問題と同時に、そのところがもう一つの暗部になつてゐるわけですね。

その点で私は、この間、東海大学の問題について質問を申し上げ、東海大学の関連企業が七つある、その七つの関連企業に対していろいろな銀行から百億円の借金がなされておるが、学長さんの公印がそれに全部押されている、こういうふうになつてきますと、その企業がときに倒産をした場合、あるいはときに大きな利益を生んだりした場

合に、学校法人に与える影響がそれぞれ変わつてまいります。その辺もしっかりと調査をすべきではないかという質問に對しまして、文部省の方では、調査をする、厳しく指導したい、こうおっしゃつておりましたが、これは調査をなさいましたか。

○吉田(壽)政府委員 そういうことについては厳しく調査をいたしております。いま経理の公開のことで御質問をいただきましたけれども、学校法人につきましては、各学校法人みづからがその公共性を自覚いたしまして、自主的に健全な経営を行つていくことが期待されているわけでございまして、そのためには、内部機関としての評議員会あるいは監事という制度が置かれてゐるわけでございまして、私どもは、そのような内部監査の機能の充実強化についても指導してまいる考え方でございまして、学校法人が自主的に判断すべき事柄であると考へております。

ただ、申し上げるまでもないことでございますが、すでに昭和五十二年の大学局長、管理局長連名の通達にもありますように、私どもは、必要に応じて、その学校法人の財務状況を関係者に明らかにするように、そういう努力をしてほしいということを通達の中でも言つておりました。現に最近におきましては、相当数の学校法人が、当該学校法人あるいは大学の予算なりあるいは決算なりを学内広報等に掲載する、そういうような点につきましては、かなり前進してまいつたのではないかと、このように見ておりますが、今後、そういうことで各大学が自主的、自発的にその財務状況等を関係者に明示する、そういうことを考へていただきたいということで引き続き指導してまいりたいと思つております。

○山原委員 東海大は御調査になりましたか。

○吉田(壽)政府委員 失礼しました。前にこの委員会でも東海大の御質問をいただきましたのは、主として関連企業の実態であつたかと存じますが、これにつきましては文部省が東海大学の責任者を招

致いたしましたので、ただしたところを申し上げますと思ひます。

東海大学の学校法人が出資しております企業等は、八株式会社、一医療法人でございます。いずれも学校法人の事業と関連のある分野への出資でございます。昭和五十四年度におきましては、そのうちの五つの企業等から学校法人への寄付が行われているということでございます。

また、同じく同大学の説明によりますと、学校法人が債務保証をした企業等は六つでございます。いずれも代表者である法人理事長名によって保証が行われている。総長名ではございませんで、法人理事長名で保証が行われておりまして、保証額に見合った担保を約定しているということでございます。

なお、学校法人が直接銀行から借入れを行ひまして、これを企業等に回すということはないと、大学当局は私どもに答えております。さらに、学校法人が出資いたしました企業等の役員、これも前の委員会でも御質問があつたかと思ひますが、企業等の役員で学校法人の役員を兼ねる者が就任しているものは五つの企業等でありまして、学校法人の方針として、これまでこうした役員の兼任を漸次減らす方向でいま努力をしているところであるということを言つております。

文部省といたしましては、学校法人東海大学の企業等への出資あるいは保証の状況、さらに役員兼任等の状況につきまして、今後とも、必要により強く指導を行つていくことといたしておりますけれども、当面、これらの運営状況を慎重に見守つてまいりたい、そういうふうな考へておるところでございます。

○山原委員 個別の大学の名前を挙げてやるのは恐縮です。いままで杏林あるいは北里などを取り上げてやつてきたわけでございしますが、とにかく経理の公開にしましても、国の費用が私学助成という形で出るわけでございしますから、われわれは、その中身がわからずに、それに対して賛意を表したり、あるいは反対したりしてゐるわけでは

ね。

そういう意味では、経理がいま民主的に公開される、あるいは学内において公開されていくという方向をたどっていることは大変いいことだと思えますね。私学助成というものをずっと適正に、また私学助成を増額していく場合にも、この辺のことをしっかりと基礎を固めていくという意味で質問をしているわけでございますから、今後の文部省の動きを期待しまして私の質問を終わります。

○三ツ林委員長 和田耕作者。

○和田耕作者 私も、いま問題になっております私学共済の問題につきましては、いろいろと意見がありますけれども、きょうは、この問題と直接関係をした質問ではなくて、私立大学の全般についての問題について若干御質問をしたいと思っております。

たしか昭和四十八年だったと思いますけれども、衆議院の本院議で、私が医科大学の裏口入学の問題を代表質問という形で、総理大臣と当時の文部大臣、奥野さんだったと思いますが、かなり厳しくしたことがありました。それから約八年になりますけれども、事態はほとんど改善されていなくて、むしろ深刻になってきておるという事実が最近明らかになっておるわけでございます。

それに対して、文部省がごく最近に北里大学と北陸大学に対して補助金返還を求める処置をとられたのでありますけれども、これは遅きに失すると思えますが、非常に大事な処置をされたと思っております。このように私学援助について、かなり無責任あるいは不当な学校経営に対して——一方で正しい援助は増額していく必要があると思えますけれども、こういう不適当なものに対してはある種の罰則を考へる、すでに法律に規則はありますが、それをもっと厳しく適用していくというような心構えが必要ではないだろうか、全般的にそのような感じを持つてでございますけれども、大臣いかがでしょうか。

○田中（龍）國務大臣 お答えをいたします。

先生の御指摘のとおり、最近の学内の現状は、いさゝか目に余るものがある次第でありまして、一部の私立大学の場合におきましては、入試の適正に疑惑を生じましたり、あるいは経理の処理に不適正な点が見られるなどのことがありましたことは、調査をしてはつきりとしたまいりました。まことに残念なことでございます。

これに對しまして文部省としては、問題が生じた直後に、関係者に対しては、入学者選抜の公正確保と経理の適正処理を強く求めたところでございますが、学校法人の理事者等がまず姿勢を正しまして適正な学校運営に当たることが基本でございます。

文部省といたしましては、さきの全私立医大を対象に個別に事情聴取を行いました結果を踏まえまして、先ほど申し上げたような線に沿いまして、文書によって全私大に指導の徹底を図る所存でありましたし、同時に、また補助金の問題につきましても、必要に応じて厳正に對処してまいるといふ態度で臨んでおります。

御案内のとおり、われわれは、先生の言われるとおり、私立大学の重要性は十分に考へておりますけれども、一罰百戒といえますか、本當に當面のこの乱脈を正すためには、まずもって厳正な措置を斷固とした態度で臨むということが先決である、かように考へております。

○和田耕作者 私も、この私学に対する文部省の對処の仕方という問題は、非常に注意深くやらなければならぬといまでも考へております。これは補助金を出しているからといって、権力的な形が少しでも出るといふことは、学問の自由という大事な問題の芽を摘むような副作用を持つてわけでありまして、これは非常に注意深くやらなければなりません。しかし、現在のような状態、いろいろな面での経営の無責任さといふこと、あるいは裏口入学等に見られる——これは私、憲法に反する問題じゃないかという感じも持つております。学問の機会均等という問題とかかわりを持つて問題

ではないかと思うのですけれども、こういうことがきわめて一般的な形で行われるということになりますと、放置してはいけなないと思えます。

したがって、全般的な学校の経営についての監査のようなものを、慎重な計画のもとでやってみる必要があるのではないかと、こういう感じを持つてでございます。

この問題について、いま大臣のお答えで、私は、そういう方向も考へてくださると思えますから、御答弁は求めませんけれども、とにかく戦後、学問の自由といふことで私学に対してはできるだけ自主性を、あるいは教授会を中心とした学問の研究をしてきた方法、態度はいいと思うのですが、しかし、それだけではいけない。いまは、むしろそういう放任された状態のものでかなり無責任な、あるいは間違つた行動さえあちこちに見られるのでありますから、正しいチェックといふものが必要な段階に来ている、そういう目でひとつぜひとも御検討をいただきたいと思っております。

それと関連しまして、いまちょっと申し上げたのですけれども、裏口入学の問題で、これはお医者さんを養成するのには、他の大学生を養成するよりもお金がかかるということがよく言われる。それはそうでしょう。しかし、そうでありましても、最近、文部省で裏口一千万円ぐらいはやむを得ないじゃないかという感じの処理をなさつておられるように見受けられることがあるのですけれども、これはそういうお気持ちでやつておられますか。

○吉田（壽）政府委員 文部省が裏口入学を暗に認めるようなそういうことを、私もいままで学校法人なり、あるいは大学等その他関係者に申し上げたことはございません。

ただ、巷間伝えられるところによりますと、裏口入学がかなり行われておるのではないかと、いふことでございまして、私も、もしそういうことが事実だとすれば、大変残念なことだと思つてでございます。

裏口入学の概念と申しますか定義と申しますか、大変むずかしいと思えますが、少なくとも先ほど来お話のありましたように、北里大学なりあるいは北陸大学というところで、多額の寄付金を募りまして、そして、それを公の学校会計に入れまして、それを別途経理してきたというような事実があったわけでございまして、そういう点に注目すれば、私は、裏口入学のにおいがしないでもないといふふうに思つておるところでございます。文部省としては、従来、入学時にかかる寄付金の額につきましては、余り過大な額を入学者の父母にかけないようにとつてございまして、昭和五十二年のころには、少なくとも一千万円を超えるような、そういう大きな寄付金というものは極力自制してほしいという趣旨を口頭で指導してきた、こういう経緯があるわけでございます。

○和田耕作者 この問題は、いま御説明になったとおりだと思いますけれども、しかし、これは先ほどの山原委員からの御質問もありました、ごく数日前に文部省が発表された医学部の入学者の中における補欠の数といふのは、私は驚いたのですが、全体的に見れば六〇％以上を補欠として採用している、そして学校関係者を入れたと約六七％以上といふものが、つまり補欠という形で採用される条件のもとにあつて一人ずつ点検をする。これは私の親戚の者でも、こういう補欠になったのが何人かおるもので、具体的にその人がどういふ形で学校と話し合ひをしておるかといふことも、大体見当がつくのですけれども、つまり、これには相当多額の、これは学校によつて違ふようですね、あの学校は高いようですから、あれはやめまして、この学校へ行こうと思つたなどといふことを言う人もおりますからね。たとえば一人の人が三つぐらいの学校、しかも、れっきとした学校に補欠入学になつておるんですね。それを父兄が選ぶのに、どの学校が安か入れるのかといふ形で選ぶというのが、かなり公然の秘密のような

形で行われておる場合が多いのじゃないかと思うのです。

こういう問題は、これを許すことはできない問題であって、ひとつもつと厳しくこのチェックをしていただかなければならないと思います。

それと同時に、一千万円程度であればという考え方、これは私、絶対にそういう考えを持つてはいかぬと思いますよ。そういう考えを持てば、裏口そのものに對して、これをなくするようなことはできませんよ。結局、入学者に對して、おまえさんは一千万円払えよということになれば、一千万円払えない人はどうなるのです。しかも、こうたくさん補欠になって、優秀であつても補欠にもならないという人が恐らくたくさんおるはずですね、補欠は六〇%以上も採るといふことになれば。

そういうふうには、これは憲法上の学問の機会均等という大原則に反する問題でありますから、この問題は、もっと神経質に厳しく扱つていく必要があると私は思いますけれども、大臣、この問題についての基本的な考え方を伺ひたい。

○田中(總務大臣) おっしゃるとおりでありまして、大体そういう考え方が、すべての行政の弛緩のもとでございます。

○和田(経委員) これはすぐやれと言っても、すぐやれば医学部に入つた人が六〇%もおかしくなるといふことになると思つて、すぐやれとは申しませんが、これはひとつと真剣に考へてみる必要がある。これは本当に憲法違反になりますよ。学問の機会均等という大原則が崩れていくことになりまして、この問題は、もっと神経質に気を配つていただかなければならないと思います。

それと並びまして、いままでも医学部の問題は、さんざんあちこちで議論されておりますが、あの早稲田大学の商学部で最近起つておるような問題、つまり、これは単にある特定の職員が気まぐれに出来心でやつたというもののじゃないのです。いままでの調への経過を見ると、商学部の有力な

人たちが組織的に計画的に、しかも何十年もにわたつて行つたという状況なんです。これは裁判の結果、いろいろ明らかになってくると思ひますけれども、大体そういう形の間違つた行動が行われて、しかも入学に關して行われている、こういう問題について、私学助成の立場からペナルティー、罰則をどのようにして処理していくか。私は、罰則をつけるべきだと思つたのです。

まず、私学助成法の法文の中にも、こういう問題に該當する法文があると思ひますけれども、これは大臣いかがでしょう。

○吉田(憲政委員) 大臣の御答弁の前に、私、政府委員としてお答え申し上げます。

国庫補助金は、申し上げるまでもございませぬけれども、国民からの税金で賄われるものでございまして、法令の定めあるいは補助金交付の目的に従つて、公正かつ効率的に使用されなければならぬことは申し上げるまでもございませぬ。したがひまして、私立大学等經常費補助金の執行に當たりましては、私立学校振興助成法等に照らしまして、厳正な態度で文部省としても臨んできておるつもりでございます。

早稲田大学の商学部にかかる問題でございますけれども、これはいま先生のお話の中にございまして、かなり長い間にわたりまして、かつ計画的に行つたのではないかといいことでございまして、現在、同大学が自主的に調査を進めておりまして、今回の事件に關係した職員なりあるいは学生の処分等を検討中でもございします。また他方、司法当局におかれましては、事件の解明に當たつて、そういう段階でございしますので、私どもは、その推移について深い関心を持つて見守つていこうと思つております。

いずれにいたしましても、これらの結果が判明いたしました段階で文部省としてとるべき措置を判断したい、このように考えております。

○和田(経委員) この問題は、私立学校振興助成法という法律がありまして、その第五条の第五号に「その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場

合」という項目がありますけれども、この項目は、いまの早稲田大学の商学部の問題なんかはびたりと當たる項目じゃないかと私は思ふのです。

〔委員長退席、中村(喜)委員長代理着席〕これは、たとえば北里大学等の医学部を持つてゐる大学とは違ふ点は確かにありますけれども、しかし、このような間違つた管理、これは最も善意に見て監督不行き届きということになる。しかし、そうであつても、この大学の運営にとつて重要な学部の中に組織的な行動が行つたといふことは、やはり学校の責任者の責任といふことになつていくわけです。責任者の責任のとり方といふのは、そういうものなんです。

そういうふうな目から、これは法に照らして厳しく責任を求めるといふ態度をとる方がいいのではないかと。これは恐らく早稲田大学商学部といふことだけではなくて、新聞その他のマスコミも報道しているように、氷山の一角という形で報道されている。他の学部にも多かれ少なかれこういう問題があると見なければならぬし、あると思はれる客観的ないろいろな理由がある。そういうときですから、いわゆる百罰一戒式の考え方によりまして、こういう問題については助成金を減額していく、あるいはある状態において停止をするといふような罰則を適用していくことが必要ではないのか。

これはぜひとも文部省として具体的に至急に検討して見る必要がある問題だ。そうでないと、せっかくの大事な役割りを果たしておる私学というものに對する国民の信頼が失われるだけでなくて、日本の学問研究といふ大きな目標から見ても、これは大変重大な問題になるわけです。したがつて、そういう面でも文部省として厳しくチェックをしていくという方向でぜひとも検討してもらいたいと思ひます。そういう心構へについて大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

まして、当然、行政の管理の責任を持つております文部省といつても、大学当局のあり方につきましては、具体的には十二分に、いかにしてそれを遮断し、いかにして罰し、いかにして今後の管理のよろしきを得るかといふことについては、事務当局において十分検討中でございます。

○和田(経委員) 私は、この問題だけをひとつ質問したいと思つておりましたから、これでやめさせていただきます。いまいろいろと申し上げたように、私立大学の中での間違つた行動がかなりルーズな行政当局のチェックのもとで行われておるといふことがあつたらうに出ているわけですね。いまの裏口入学の問題もそうだし、あるいは早稲田大学における問題もそうだし、しかも、これが単に特定の大学だけでなくて、かなり一般的に行われておるといふことになりまして、ちょうどここから、私、この前の委員会でも申し上げたことがあると思ひますが、こういう問題を処理するための特定の委員会、どう対処したらいいかといふことを煮詰めるための委員会の設置を提案したいと思ふのです。また、それに値する重要な問題だと私は思ふのです。

実は、余り長い期間でなくて、一年間ぐらいの期間でもつて、とにかく各大学で起つておる問題を検討する、そして、それに対してどういふふうに出置をするか、つまりペナルティーの問題を中心にして、検討の委員会を設けてもらいたいと思ひます。これは検討に値する問題だし、また責任上やらなければならぬ問題のようにも思ふのですけれども、いかがでしょう。

○田中(總務大臣) 御意見は、まことにそのとおりでございます。私の方でいたしまして、先生の御意見につきまして十分に配慮いたしまして措置したい、かように考えます。

○和田(経委員) それでは、この問題、特に民主的な教育、社会におけるもろもろの非行という問題があらうこちらに噴出してゐる状態でありまして、特に、大学教育の場における日本の行政を正しくするための格別の御検討を心からお願いいた

しまして、質問を終わることにいたします。ありがとうございました。

〔中村(喜)委員長代理退席、委員長着席〕
○三ツ林委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○三ツ林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

森喜朗君外四名提出、私立学校法及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の日時、人選、その他所要の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○三ツ林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

文教委員会議録第六号中正誤

本号段行誤

正

本号段行誤 邦人の数

昭和五十六年五月十二日印刷

昭和五十六年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局